

北海道における外国人材の現状・課題等に関する

調査報告書

参考資料

独立行政法人国際協力機構（JICA）

北海道センター

アイ・シー・ネット株式会社

2020年3月

目次

参考 1	調査対象機関一覧	1
	1-1 北海道内調査対象機関	1
	1-2 他県での外国人材受入・多文化共生の先進例の調査対象機関	5
参考 2	北海道内自治体による外国人材受入と多文化共生に係る取組の調査結果	8
参考 3	地域別、職種別の外国人労働者数等収集した統計資料	16
参考 4	外国人材の受入支援・多文化共生推進の取組支援事業とその概要	23
参考 5	技能実習生制度、特定技能、高度人材の違い	34
参考 6	北海道内企業の調査結果	39
参考 7	労働者送り出し制度概要（送出国別）	44

参考1 調査対象機関一覧

参考1_1 北海道内調査対象機関

分野	調査地	調査対象機関	備考
農業	札幌市	北海道農政部	農業における外国人材（主に技能実習生）の活用について北海道全域から情報収集しており、農作業請負方式をJA北海道中央会と共同して制度化した。
		北海学園大学	農業経済の専門家であり、技能実習生の受入に造詣の深い宮入隆先生から、北海道農業における外国人材活用の現状・歴史・課題について情報提供いただいた。
	小清水町	JA こしみず	全国で初めて農作業請負方式を導入した。
	むかわ町	JA むかわ	胆振総合振興局で最も早く実績のある農協（耕種、中国人技能実習生が多い）。
	紋別市	JA オホーツクはまなす	オホーツク総合振興局の優良監理団体JA（畜産、ベトナム人実習生が多い）。特定技能の登録支援機関でもある。
	鶴居村	JA くしろ丹頂	釧路総合振興局の優良監理団体JA（畜産、フィリピン人実習生が多い）。
	音更町	アシストワンパートナーズ協働組合	十勝はJAではなく民間の監理団体が多く、その中でも受入団体と技能実習生に対するサポートをきめ細やかに行なっている。
	帯広市	東洋農機株式会社	JICA 民間連携受託企業。外国人材を受け入れている。
		JA 帯広かわにし	経営が必ずしも良好とはいえない小規模零細漁家による外国人技能実習生の受入事例。
	旭川市	国際人材革新機構 (iforce)	農業分野を含めて介護分野、高度人材などの受入も行っている民間監理団体。
		農政部	農協や受入団体が主体となって外国人材活用に取り組んでいるため、今のところ積極的な取組はなく情報収集を行っている段階。
	北見市	東亜人材北見	農作業請負方式の監理団体にもなっている。受け入れているベトナム人技能実習生の評判がよい。
稚内市	石垣一郎(アグリリクルート株式会社)	酪農家が個人で会社を設立。技能実習生の受入実績がある。登録支援機関。	
水産	猿払村	猿払村漁業協同組合	ベトナム人技能実習生を受け入れて輸出用ホタテ製品の製造を行っている事例。
	森町	森漁業協同組合	経営が必ずしも良好とはいえない小規模零細漁家による技能実習生の受入事例。
	小樽市	小樽市漁業協同組合	一定の安定性を持った小規模零細漁家による技能実習生の受入事例。
	函館市	山一食品株式会社	水産加工業が地域経済の重要な柱となっている函館市における技能実習生の受入事例。
		三浦水産株式会社	
	紋別市	オホーツク国際事業協同組合	水産加工に特化した監理団体であり、登録支援機関として承認を受けた。
	釧路市	水産港湾空港部	水産加工業は1985年頃がピーク、現在ピーク時の10分の1以下の12万t/年程度の生産。技能実習生は230~240人で中国人が多い。実習生が本国に帰国後も、水産加工に関われるように草の根技術協力などで支援し、実習生にとって将来のキャリアプランを示せるような対応が必要。
		釧路機船漁業協同組合	沖合底びき生産者の中では全国的にも珍しく、外国人労働力に依存せずに生産活動を維持している事例。
釧路市漁業協同組合 北海道まき網漁業協会		釧路市は技能実習生が多く乗り組む大中型まき網漁業（道外船籍）の根拠地となっているものの、技能実習生は地元外資本の受入となる特殊な構造の事例。	

分野	調査地	調査対象機関	備考
介護	札幌市	北海道保健福祉部	外国人介護人材受入研修事業、特定技能についての説明会、介護現場で働く・介護を学ぶ外国人の交流会など実施している。
		一般社団法人 北海道介護福祉士会	介護士の団体。技能実習指導員講習会などを開催している。
		介護.net 事業協同組合	ミャンマーとのパイプがあり、ミャンマーに技能実習の専門学校を設立した。年間 100 名程度在籍し、そのうち 50 名程度が来日希望。
		札幌介護事業協同組合	介護専門の監理団体。ベトナム・カンボジアの送出国と技能実習生の送出国/受入契約を結び受入準備中。
		キャリアバンク職業訓練協会	大手の監理団体。中国、ミャンマー、カンボジア、ベトナム等複数の国から実習生を受け入れている。
		さくらネットワーク・システム協同組合	ベトナム・インドネシアの介護技能実習生受入支援をしている監理団体。インドネシアに「さくらネットワーク日本式介護教室」を設置した。
		国際研修事業協同組合	ベトナム人介護技能実習生を受入れている。ベトナム人職員がベトナム語での相談対応にあたっている。
	江別市	社会福祉法人北叡会	ベトナムに講師派遣の実績あり。2019 年からベトナム人技能実習生の受入を予定。アジア健康構想に関与。
	帯広市	社会福祉法人真宗協会	帯広コア専門学校と提携し留学生に奨学金を提供している。卒業生 2 名が就業しているほか、留学生 18 名がアルバイトとして入っており、卒業後就職予定。全員ベトナム人。
		帯広コア専門学校	真宗協会他の法人が留学生の奨学金と住居を支援。計 32 人の留学生が在籍。全員ベトナム人。
	深川市	医療法人アンリー・デュナン会	2012 年より EPA 人材を受入れている。ベトナム人介護技能実習生を受入予定。特定技能のフィリピン人の雇用を計画している。
	東川町	外国人介護福祉人材育成支援協議会	専門学校、施設、自治体からなる協議会が 2018 年 12 月に設置された。官民協働の介護外国人材確保の取組のケース。
		学校法人北工学園 旭川福祉専門学校	東川町の外国人介護福祉人材育成支援協議会メンバー。正会員自治体に支援されている留学生の教育を担う。
		社会福祉法人旭川福祉事業会	東川町の外国人介護福祉人材育成支援協議会メンバー。協議会の支援を受けている留学生を受け入れている。
ICT	札幌市	株式会社サンクレエ	北海道大学と連携した ICT 技術開発、サービスを提供している。大学連携をしている独立系ベンダー。同社代表取締役は元北海道 IT 推進協会の会長。
		INTLOOP 株式会社	ベトナムの拠点を介したオフショア開発や、外国人材を受け入れブリッジ SE の育成（技術支援）とその後の外国人材の活用（育成された ICT 人材が自国に戻りベトナム拠点の強化までの技術支援プロセス）をしている。また、道内の外国人材受入調査を 1 年前に実施。
		株式会社アジェンダ	バングラの B-JET 修了生を道内の IT 企業に紹介している会社。送出国から外国人材を受け入れる際のノウハウ、北海道における今後の外国人材受入ニーズについて詳しい。
		株式会社テクノラボ	バングラの B-JET 修了生を採用。独立系ベンダーであり、主に、組み込み式のシステム開発をしている。比較的仕様の読み込みが容易な組み込み式システム開発をしている。
		HAYABUSA 株式会社	ベトナムの外国人材を主に採用している。少ない日本人で、多くのベトナム人材を活用している事例。

分野	調査地	調査対象機関	備考
ICT	札幌市	株式会社 調和技研	バングラデシュの現地法人設立、ダッカ大学との覚書を締結。B-JET 修了生をはじめ外国人を多数採用している。大学発のベンチャー企業。
		株式会社 AD インタラクティブ	北海道経済産業局の高度人材の活用例として紹介されている。技術者募集に SNS を使っていること、採用した外国人が孤独を感じないよう複数人雇用している配慮や、日本語レッスンも実施しているなど様々な好事例を有する。
		SOC 株式会社	道内の IT 企業で古い歴史を持つ。中堅の IT 企業であり外国人材の受入には慣れていない。2019 年、初めてバングラの B-JET 修了生を採用。
		NECソリューションイノベータ株式会社 北海道支社	電機メーカー系の ICT ベンダー大手の北海道支社。あらゆる ICT 技術をカバーしている。同社はニアショア拠点である。ニアショア系の IT 企業の、外国人材受入れに関する事情について聞き取ることができた。
		札幌市 経済観光局国際経済戦略室	札幌市は、市内 ICT 産業の慢性的な労働力不足に対し、ICT 人材の市外転出抑制及び首都圏からの人材の還流を目的とした人材確保支援をしている。
多文化共生	札幌市	札幌市 経済観光局 産業振興部	産業人材推進本部を立ち上げて横断的な連携、情報交換を図っている。合同企業説明会、セミナー等を開催し外国人材活用を促進する。関連調査も実施する。
		北海道教育庁	北海道の各自治体による帰国・外国人児童生徒等受入、学習指導・日本語教育を支援している。
		ハローワーク 外国人雇用サービスコーナー	外国人の求職相談。履歴書の書き方の指導をすることもある。
		札幌商工会議所	外国人材活用支援事業として、合同企業説明会、外国人採用支援セミナー、外国人材紹介事業者と企業の交流会等を実施している。
		札幌国際プラザ	札幌市における多文化共生推進の中心機関であり、外国人相談窓口、無料専門家相談、多言語メールマガジン、コミュニティ通訳等、外国人への様々なサポートを行っている。
		北海道大学 人材育成本部	博士後期課程学生や博士研究員のキャリアデザインのための育成支援、連携大学とコンソーシアムを組むことによるそれら施策の共有化、若手研究者の採用・育成のための北大テニュアトラック制度の普及定着、女性研究者並びに研究者を志向する女子学生への支援活動を行っている。
		北海道大学工学部フロンティアプログラム	工学部修士（工学院）の留学生の中から毎年 10 人を選抜し、奨学金給付、日本語学習支援、インターンシップ、就職支援教育等、工学系の大学院生の就職を支援する。
		NPO エスニコ	外国人医療に取り組むと同時に地域での異文化交流活動を実施。北海道多文化共生アワード受賞（2016）。
		札幌ベトナム交流会	2010 年に発足した交流会で日本人会員約 20 人。新年会、花見など、ベトナム人と日本人との間の交流を図る。
		札幌子ども日本語クラブ	2001 年、中国残留孤児家族の小学生に対する日本語教育支援を開始。日本語クラブの会員が札幌市教育委員会の「札幌市立小学校及び中学校における帰国・外国人児童生徒支援事業」のボランティア指導協力者として登録し学校へ出向く。指導者研修、子どものためのサバイバル・カードの作成・配布、進路相談なども行っている。
		カトリック札幌司教区 難民移住移動者委員会	難民を含む外国人支援に長く携わっており、日本語教育、子女教育・医療・ドメスティックバイオレンス等の相談や、シェルターでの保護などの支援を提供している。教会にはカトリックのベトナム人（技能実習生、留学生等）が多く集まり、文化交流・宗教行事なども行っている。
札幌 イスラミックソサエティ	2005 年、札幌市に宗教法人登録。会員は約 400 人でその大半が留学生。モスクでの礼拝、子どもの教育、来日したばかりの留学生支援のほか、文化交流イベントも開催する。		

分野	調査地	調査対象機関	備考
多文化共生	東川町	交流促進課、 町立日本人学校	多文化・多世代共生のまちづくり“東川版生涯活躍のまち”と銘打った地域再生計画を推進し、日本語や日本文化を深く理解し、地域社会のルールやビジネスマナー等を踏まえたコミュニケーションが可能な外国人材の育成やキャリア開発などの仕組づくりに取り組んでいる。また、セブン銀行などと協定を結び、民間企業と連携した多文化共生推進の先進的な例になっている。
	函館市	国際・ 地域交流課	外国人向け日本語教室開設や5カ国語での生活ハンドブックを作成している。
		(一財)北海道国際交流センター	市内の外国人生活相談窓口の一つ。外国人生活ガイドブックを作成。在留外国人向け「日本語サロン」を実施中。
		(一社)北海道中小企業家同友会函館支部	定住外国人向け合同企業説明会を実施している。
	紋別市	総務部 国際交流課 国際交流サロン	地域再生計画として、「外国人との共生にかかるプラットフォーム形成事業」を実施し、技能実習生やその他の外国人材の増加を目的としたさまざまな施策を行っている。
	後志総合振興局	産業振興部 地域政策課	留寿都村、倶知安町など、人口に占める外国人比率がほぼ1割を占める地域を抱え、振興局単位で多文化共生や年間を通じての外国人材確保の取組を進めている。
	倶知安町	総合政策課	観光を基軸とした日本人・外国人が「街の発展」という共通の目標を持ち協力関係を築いている。外国人向け住宅策、新しい町内会の仕組み作り、インターナショナルスクール設置などの先進的な事例がある。
	旭川市	経済部／ 観光スポーツ 交流部	道内他の大都市と比べ総人口に占める外国人の割合が低い。労働基本調査の一部として、市内の1,000社以上を対象に、外国人材の受入状況、受入希望、受入形態について情報収集を実施している。
		旭川市国際交流センター	多文化共生や国際交流の重要なアクターであり、複数言語で対応する相談窓口がある。
	小樽市	総務部秘書課	「第7次小樽市総合計画(2019.10)」に、外国籍住民に対する「日本語学習支援」や「防災対策」、「災害時の情報伝達」の強化を明記。
	恵庭市	企画振興部	2017年に恵庭市国際化の指針、2018年恵庭市国際化推進アクションプランを策定している。2016年に多文化共生事業助成金制度を活用し、恵庭市生活情報多言語マップ作成事業を実施。
	北見市	市民環境部 農林水産部	外国人留学生修学支援金支給制度を通じ、市内在住の私費留学生の就学を支援するとともに、留学生に外国語通訳や翻訳など国際交流事業への協力を依頼している。
	函館市	国際・ 地域交流課	外国人向け日本語教室や5カ国語の生活ハンドブックを作成している。
	帯広市	市民活動部 保健福祉部 十勝インターナショナル事務局	国際交流員の配置、JICA北海道(帯広)との連携や、国際交流拠点施設である森の交流館・十勝を中心に様々な交流事業を行っている。
	滝川市	産業振興部	地域の強みと人材ニーズ、長年の国際交流・国際協力の経験に基づき、市独自の長期的で互恵的な外国人材の育成・確保の戦略を持ち、モンゴルの地方自治体との関係強化を促進している。
釧路市	総合政策部 産業振興部 釧路国際交流の会	ベトナム語のHPあり。観光国際交流センターのくしろ国際交流プラザに外国人相談窓口がある。	
	釧路市 教育委員会	「学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業(文部科学省)」を実施し、外国籍市民対象の様々な事業を実施	

参考 1-2 他県での外国人材受入・多文化共生の先進例の調査対象機関

*数値は調査実施時の外国籍住民数と各自治体の全人口に占める割合を示す。() 内は主な国籍。

1. 関東地方			
分野	訪問機関	外国人人口*	概要
包括的支援	群馬県 企画部 外国人活躍推進課	56,597 人、 2.9% (ブラジル、 ベトナム、フ ィリピン)	2019 年 より、外国人材受入促進や共生のための環境を整備するため、県の一元的な窓口として、企画部に「外国人活躍推進課」を設置。「群馬県多文化共生推進指針」に基づき様々な施策を実施している。ユニークな取組としては、群馬大学と連携した多文化共生推進士の育成と活用、外国人コミュニティコーディネーターの育成、外国籍住民・児童の心理面でのサポートなど。
外国人材活用	群馬県 企画部 外国人活躍推進課		企業とのマッチングなど留学生の県内就職支援を実施しており、県内で就職するために在留資格を変更した留学生は 2018 年に 531 人に上り、5 年前の 2.4 倍に増加。県のイニシアティブによるベトナムへの経済訪問団の実施を通じ、同国労働省と「技能・技術者の人材育成及び活用における包括的連携に関する覚書」を締結し、経済交流に加え、産業人材の育成・活用を促進している。
外国人児童	群馬県 大泉町 教育委員会	2017 年の町内の外国人児童生徒の割合は約 16%	日本語指導が必要な子どもは、小学校 4 校で約 170 人、中学校 3 校で、約 50 人程度で、各学校に日本語学級を設置している。
外国人コミュニティ	群馬県 大泉町 企画部 多文化協働課	7,623 人、 18.2% (ブラジル、ペルー、ネパール)	多文化共生懇談会や「文化の通訳」の設置、各国籍のキーパーソンの発掘や育成を行っている。
包括的支援	神奈川県 国際文化観光局 国際課	212,567 人、 2.3% (中国、韓国、 フィリピン、 ベトナム)	外国籍県民かながわ会議を設置し、外国籍県民の県政参加を推進。同課は、外国人が公的サービスを利用する際の通訳支援、医療通訳派遣システム事業、外国人居住支援、外国籍県民相談窓口設置などを行っている。
外国人材活用	かながわ国際ファンクラブ (神奈川県 国際文化観光局 国際課)		大学、専修学校、企業、留学生支援団体、経済団体等が一体となり、「かながわ留学生支援コンソーシアム」を組織し、留学生の就職・雇用支援を実施。
外国人コミュニティ	公益財団法人 かながわ 国際交流財団		クレアの助成金を活用し、外国人コミュニティ調査を実施し、情報流通の改善やエンパワメントの方策を検討した。外国人向けの包括的な情報を複数のメディアで提供している。
外国人材活用	茨城県 外国人材 支援センター	65,001 人、 2.2% (中国、フィリピン、 ベトナム)	2019 年に開所。県内に就労を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング支援、専門アドバイザーによる外国人材に関する相談対応、企業向け各種セミナーの実施、「集中支援企業」（ロールモデル企業の育成）の公募などを実施。

分野	訪問機関	外国人人口*	概要
包括的支援	公益財団法人 栃木県 国際交流協会	40,658 人、2.1% (中国、ベトナム、フィリピン、ブラジル)	外国人材コーディネーターの設置、災害時外国人支援、内地留学語学指導事業、やさしい日本語の普及など多文化共生社会づくりに関する事業を広く実施している。
包括的支援	栃木県鹿沼市	1,151 人 1.2% (ベトナム、中国、フィリピン)	市役所の様々な部署や交流協会、市民団体、企業が連携し、「かぬま多文化共生プラン」を実施し、外国籍市民の生活を包括的に支援している。
	地域活動支援課 市民協働係		住民への啓発、市職員への研修、外国籍市民の自治会活動等の参加促進、多文化共生プランのモニタリングと関連組織との連携・調整を多い行っている。
	鹿沼市 教育委員会事務局		市の国際交流協会等と連携し、外国籍児童生徒の学習や生活に対する支援を実施。
	鹿沼市 国際交流協会		日本語教室開催、多言語窓口対応、ボランティア養成などを行っている

2. 中部地方			
分野	訪問機関	外国人人口*	概要
包括的支援	岐阜県 清流の国推進部 外国人活躍・共生 社会推進課 岐阜県 教育委員会事務局	53,516 人、2.6% (フィリピン、中国、ブラジル、ベトナム)	2007 年度より多文化共生推進施策を実施。県内の在住外国人を地域社会を構成する「外国人県民」と位置付け、外国人県民が活躍できる環境整備を主導している。実施体制としては、知事が本部長を務める岐阜県多文化共生推進本部、県内の教育関係者や、NPO、企業等が参加する岐阜県多文化共生推進会議、外国人県民のキーパーソンが参加する岐阜県外国籍県民会議を設置。
外国人材活用	岐阜県 商工労働部 商工政策課 産業人材課		優秀な技能実習生の育成及び適正な労働環境での技能向上を図るため、監理団体が実施する日本語研修や文化・伝統行事の体験・交流事業等を支援する「外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金」を 2018 年に創設。2019 年には、同課に技能実習生の企業側受入体制の整備、外国人の起業や県内定着を推進するため、「外国人雇用対策係」を新設。「外国人起業促進実施団体」として認定を受けており、外国人起業活動促進事業を実施している。「外国人留学生県内就職促進事業」も実施。
包括的支援	岐阜県可児市 人づくり課	7,360 人、7.2% (フィリピン、ブラジル)	2011 年より市民・行政・関係機関などが一緒になって多文化共生社会の実現に向けた施策や取組を推進するため「可児市多文化共生推進計画」を実施している。外国人市民意識調査の定期的な実施、可児市多文化共生推進会議の実施など、外国籍市民の意見を市政に反映する仕組みづくりを行っている。
外国人児童	岐阜県可児市 教育委員会 学校教育課		「ばら教室 Kani」による初期指導など、市役所、教育委員会など関係者が連携して、外国籍児童の「不就学ゼロ」を実現している。 可児市国際交流協会が委託事業等として、未就園児から高校までを対象に各種教室により、就学支援を実施している。

3. 九州地方			
分野	訪問機関	外国人人口*	概要
外国人材活用 (留学生支援)	大分県 雇用労働政策課 雇用推進班	12,770人、1.1% (中国、ベトナム、 韓国、フィリピン) 人口当たりの留学生 の比率は全国でも 1、2位の高さ	2018年12月に「大分県外国人材の受入れ・共生のため の対応策協議会」を設置し、2019年3月に 「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策」 を策定。
	大分県 国際政策課		「おおいた留学生ビジネスセンター」を通じて、留 学生の(就職)支援に関する施策を実施している。 同時に、留学生の活用促進等を通じた県内企業等の 海外展開支援も実施。
	おおいたスタート アップセンター		2016年度から、県内の留学生を対象として、起業に 関する知識を体系的に学ぶ集中セミナー、マンツ ーマンでのメンタリング実施、個別コンサルティング、 プロトタイプ支援、投資家とのマッチング を図るインベスターズピッチを通じて留学生の起業 を支援。
	おおいた留学生 ビジネスセンター		2016年に、県が、留学生が多く在留する別府市に開 設。インキュベーション・マネージャー等による起 業支援、行政書士等によるビザ関係、会社設立登記 関係等についての相談会、海外ビジネス、起業等に かかる各種セミナー等の実施、県内企業との交流会 (海外展開を図る県内企業と留学生との交流)を実 施している。
地域活 性化	特定非営利活動 法人 「大学コンソーシ アムおおいた」		県内の大学と産業界、行政が連携して同法人を設立。 県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対 する支援、地域社会との連携並びに国際性溢れる人 材の育成等に資する事業を展開。
外国人 児童	大分市教育委員会 事務局教育部 学校教育課	3,144人、0.7% (中国、韓国、ベト ナム、フィリピン)	2017年より重点事業として「日本語指導等支援事 業」を実施。日本語指導が必要な児童生徒や保護者 へ、個に応じた指導や支援を行うため、講師や通訳 を各学校に派遣している。
地域活 性化	大分県 別府市 文化国際課	4,308人(うち約 3,000人は留学生)、 3.7%(中国、韓国、 ベトナム)	市内の大学生の団体(必ず留学生を含む)に対し、外 国人留学生の地域活動にかかる経費を助成してい る。
外国人 材活用	福岡市総務企画局 国際部 国際政策課		福岡市に留学を希望する海外在住者への奨学金、有 休インターンシップ、事業者と留学生のマッチング、 大学、経済団体、行政等によるプラットフォーム設立 など様々な支援を総合的に実施。
外国人 児童	福岡市 教育委員会 指導部 学校指導課	37,130人、2.4%(中 国、韓国、ベトナ ム、ネパール)	2014年度、それまで学校ごとにばらつきがあった指 導や支援体制の改善に向け、「子ども日本語サポー トプロジェクト」を実施し、以下の手順の新たな日 本語指導体制を構築。 1)日本語指導が必要な児童生徒の保護者が学校と面 談 2)学校から日本語サポートセンターに連絡 3)関係者と協議し学習計画を作成 4)担当教員や日本語指導員が、集中教室、日本語 指導担当教員配置校や在籍校で日本語指導を実施。
医療	福岡県 保健医療介護部 医療指導課	76,127人、1.5% (中国、韓国、ベト ナム、ネパール)	福岡市と福岡県が、医療通訳ボランティア派遣と外 国人向け医療に関する案内を行う「福岡アジア医療 サポートセンター」を共同運営。センター運営は民 間企業に委託している。

参考2 北海道内自治体による外国人材受入と多文化共生に係る取組の調査結果

表-参考 2.1：都道府県別の留学生数と就職のための資格変更の許可件数

都道府県	許認可数*	全体に占める割合	留学生数**	全体に占める割合
東京	11,971	46.1%	67,297	32.2%
大阪	2,598	10.0%	17,376	8.3%
神奈川	1,618	6.2%	7,981	3.8%
愛知	1,183	4.6%	7,668	3.7%
埼玉	1,042	4.0%	8,643	4.1%
千葉	976	3.8%	8,526	4.1%
福岡	781	3.0%	13,669	6.5%
京都	701	2.7%	10,299	4.9%
兵庫	596	2.3%	7,791	3.7%
群馬	531	2.0%	6,962	3.3%
静岡	410	1.6%	1,879	0.9%
茨城	326	1.3%	5,299	2.5%
広島	305	1.2%	4,365	2.1%
北海道	259	1.0%	3,614	1.7%
栃木	244	0.9%	2,377	1.1%
宮城	195	0.8%	3,136	1.5%
岐阜	191	0.7%	1,463	0.7%
全国	25,942	100.0%	208,901	100.0%

*法務省「平成30年における留学生の日本企業等への就職状況について」

**「平成30年度 外国人留学生在籍状況調査結果」

表-参考 2.2 : 調査対象自治体における留学生への各種支援

北海道 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> - 外国人材雇用促進事業を通じ、企業へのアプローチ（外国人材採用事例集の作成、採用事例普及セミナーの開催）と留学生等向けの道内での就職マッチング（企業見学ツアー、外国人材と企業の交流会）を実施。 - 道の強みを活かした農林水産、食関連産業、観光産業などの分野で、道内で新たに起業する外国人材に対し、スタートアップビザ制度を適用（1年間「特定活動」資格で滞在を延長できる）。
後志総合振興局	2016年より、Shiribeshi 留学実施（道内外の大学生を対象に、国際的リゾート地での英語トレーニングとインターンシップを組合せ、参加学生のUIJーンでの長期雇用を目指す）。
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> - 札幌留学生交流センターを中心にした留学生支援と市民との交流。 - 「まちづくり戦略ビジョン」に基づき、グローバル人材の就業支援の一環として、インターンシップや合同企業説明会を商工会議所などと連携して実施。
公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）	- 外国人私費留学生に修学助成金を提供し、受給者を「留学生サポーター」として登録、地域の交流事業への参加を促進。
一般財団法人北海道国際交流センター（HIF）	<ul style="list-style-type: none"> - 日本の大学・専門学校・日本語学校の留学生対象のプログラムを実施。道内の家庭にホームステイし、日本文化体験／地域交流／学校交流ができる。 - 海外の大学で日本語を勉強している学生向けの2か月のプログラムも実施しており、日本語のクラス/ホームステイ/「自由研究」を通して日本語と日本文化に対する理解を深める。 - 新入留学生に対する函館生活オリエンテーションを実施。
旭川市	旭川大学経済学部には韓国人留学生（HP情報によれば20人程度）が在籍しており、「卒業後も旭川に残りたい」という学生が多い。学生は、日本人学生と同じ大学の就職支援を活用している。
帯広市	「外国人留学生まちづくりを考える会」が企画したイベントや交流会などに支援・協力。
北見市	外国人留学生修学支援金支給制度を通じ、市内在住の私費留学生の就学を支援するとともに、留学生に外国語通訳や翻訳など国際交流事業への協力を依頼している。
東川町	<ul style="list-style-type: none"> - 奨学金制度が充実。留学生に、奨学金として、学費・寮費・一部生活費補助。 - 住民と日本語留学生の様々な形での多文化・多世代交流の実施。 - 海外事務所や元日本語留学生等と連携した海外における東川町のブランド化推進。
北海道大学	文科省事業を活用し、留学生就職支援プログラム「北大フロンティアプログラム」を実施。産学連携科目とビジネス日本語教育を通じて、留学生の日本企業への就職を支援。他にも様々な部署で留学生の就職支援を行っている（博士課程留学生と企業の交流会 Career Link Meetup、日本語での交流会「赤い糸の会」など）。

表-参考 2.3 : 調査対象市町における日本語教室開催現状

札幌市	<ul style="list-style-type: none"> - 公益財団法人札幌国際プラザの HP によれば市内に 10 の日本語教室がある。 - 同プラザでは、新たな担い手の発掘と、市内日本語ボランティア団体のスキルアップを図るため「日本語ボランティアセミナー」を開催。
函館市	<ul style="list-style-type: none"> - 北海道国際交流センター（HIF）に委託し、函館日本語教育研究会（JTS）の講師による無料の日本語教室を開催（「入門」、「初級」、「読み書き」の 3 レベル）、受講者数は 3 年間で倍増（過半数が技能実習生）。 - 中級・上級クラスは、JTS が有料で実施している（N2 レベルまで対応）。
小樽市	<p>ボランティア団体小樽日本語サポートクラブが、市の補助を受け、年間を 2 期に分けて各期に週 1 回 1 時間半の教室を開催。</p>
旭川市	<ul style="list-style-type: none"> - 旭川市国際交流委員会（AIC）が、技能実習生等も参加できるように、日曜日に初級・中級の日本語教室を開催（全 10 回で講師は有資格者とボランティア）。 - 市民有志が作る「日本語の会」が個人レッスンを実施（週 1 回 60 分～90 分程度、半年～1 年間）。 <p>【課題】企業が技能実習生を外に出したがらず教室に行けないことがある。</p>
釧路市	<ul style="list-style-type: none"> - 釧路国際交流の会が月 2 回日曜日に 2 クラス開催。同会は「やさしい日本語」を学ぶセミナーも実施。 - 夜間中学「くるかい」で外国籍住民を受入れ。 <p>【課題】日本語教員有資格者の不足／小規模事業所や支援団体が遠方にある場合、特定技能が日本語教育の機会を得られない可能性がある</p>
帯広市	<p>前期・後期で各 10 回（週 1 回、夜間）の初級 1 と初級 2 の教室を開催。講師は有資格・無資格ボランティアで、運営は十勝インターナショナル協会。</p> <p>【課題】ボランティアのなり手が少ない。</p>
北見市	<p>市民ボランティア（いろはの会）が日本語教室を実施。同会のボランティア指導員が日常会話習得や試験対策を支援している。</p>
紋別市	<p>国際交流サロンで、初級から N2、N3、N4 のレベルに分け、週 1 回 1.5 時間/回で実施。講師は元教員のボランティア。</p>
滝川市	<p>今後、日本語教室を設置予定。</p>
恵庭市	<p>北海道の「外国人材地域サポート促進事業」を活用して、現在開設準備中。ボランティア（地域住民）を養成し、外国人の日本語学習を支援する予定。</p> <p>【課題】受入企業が技能実習生を外に出したくないという事情もある。</p>
倶知安町	<p>ボランティア団体が日本語教室を実施。</p>

表-参考 2.4：調査対象市町における日本語指導が必要な児童生徒への支援

札幌市	<ul style="list-style-type: none"> - 日本語支援が必要な児童生徒は、帰国・外国人児童生徒教育支援事業対象の 39 校 71 人と中国残留邦人等 2 世・3 世の 4 校 5 人。日本語指導支援は市から委託を受けた「札幌子ども日本語クラブ」のボランティアが実施。 - 札幌市教育センターで日本語指導が必要な児童生徒に対し日本語教室を開催し、日本語学習と学校生活に適應するための支援を実施。 <p>【課題】行政とボランティアのベストミックスを考える必要がある／予算などの制限から、日本語ボランティアの時間が十分にとれない／子どもの日本語も母語も中途半端で学習の障害になっている（母語学習の必要性）。</p>
函館市	日本語指導が必要な児童は市内に 10 名程おり、各学校で補講をして対応、市から JTS に依頼し個別訪問して対応している。
小樽市	日本語指導が必要な児童に対しては、校長が 1 対 1 で、あるいは授業のない先生が対応するなど各学校が個別に対応。
旭川市	日本語指導が必要な児童生徒数は 12 名。市はボランティア 4 名を派遣して対応している。
帯広市	外国籍児童は大多数がアジア国籍の留学生の子女であり英語で対応している。
北見市	受入れ校が個別に対応している。
滝川市	日本語指導が必要な児童生徒には、市教委が「学びサポーター」（特別な支援を要する子供を支援）を配置している学校への通学を勧めている。
恵庭市	まだ教員加配の要件を満たす学校はない。日本語ボランティア養成後は日本語指導が必要な児童の支援も行う予定。現在は、北海道文教大学の先生や学生がボランティアで支援に当たっている。
倶知安町	町独自で助手を加配し、助手が、日本語指導が必要な児童の在籍校を巡回して支援している。
東川町	CIR（国際交流員）が学校へ行って個別に対応する。

道内には、北海道教育大学、北海学園大学、藤女子大学など、日本語教員養成課程を持つ教育機関がある。

表-参考 2.5 : 調査対象市町における外国籍住民の医療に係る支援

札幌市	<ul style="list-style-type: none"> - 医療通訳を行う NPO が 3 団体あり、それぞれ、①英語、②中国語、③英・中・露・韓の医療通訳者を病院に派遣している。いずれの団体も、通訳の質を担保するため登録者に対し定期的に研修を実施。③では、厚労省「育成カリキュラム」に準拠した医療通訳養成コースを実施。 - 札幌国際プラザでは、母子保健、子育てに関して、英語通訳付きのセミナー／医療英語・通訳セミナーを開催。
函館市	<ul style="list-style-type: none"> - HIF が外国人傷病者等に対応する通訳者派遣窓口「ヘルプデスク」を設置。9 言語の通訳可能者が登録し、HIF が調整して有料で通訳者を派遣（利用者はほぼ観光客）。質の担保のために、HIF が通訳登録者に対する勉強会や講習会を実施。 - 大病院では英語が可能なスタッフを独自に雇用。
小樽市	日本語が話せない患者の場合、病院の知合いで英語会話が可能な人を探すなど、病院が個別に対応。
旭川市	<ul style="list-style-type: none"> - AIC が年 1 回、市内の住民や医学生を対象に「医療通訳セミナー」を開催。 - 市民有志の団体である「医療英語研究会」が医療現場で支援活動を実施。 - 市内の病院から AIC への支援要請は年間 5 件程度。中国人の場合は AIC の中国語スタッフを派遣するか中国学友会につなぐ。英語の場合は、医療英語研究会のメンバーに対応を依頼。他の言語の場合は、病院が札幌の総領事館に支援を要請する場合がある。市内の病院には英語の書式がある。
釧路市	<ul style="list-style-type: none"> - 市による登録通訳者の紹介と通訳登録者に対する研修の実施。 - 市医師会や業界団体、市民団体、行政などによる外国人傷病対応連絡協議会の設置。 - タブレット、通訳者を併用したサービスを市立病院に導入（他の 3 医療機関でも電話医療通訳を導入）。
帯広市	消防署では多言語通訳サービス（委託）を運用し、医療機関では通訳アプリやボランティア通訳で対応。
北見市	病院に英語可能な医療関係者がいる。日赤病院では外国人の協力者がおり、中国語・韓国語・ロシア語で対応可能。留学生の場合は北見工業大学の国際交流センターが対応する。
紋別市	<ul style="list-style-type: none"> - 技能実習生に個人情報を入れた緊急カードが入った生活便利帳（ベトナム語、タイ語、中国語）を配布し携帯するように呼び掛け、消防や警察に緊急時には、まず、実習生の緊急カードを見るよう周知している。緊急カードによって、周りの日本人に助けをもらうというのが緊急時対応の第一歩。 - 技能実習生の病院対応は、監理団体に通訳が配置されているので、基本的には受入先と監理団体に対応している。市の外国人スタッフが手伝うことがある。
滝川市	緊急の場合は、市から国際交流員を病院に派遣（英語、モンゴル語、中国語で対応可）。
恵庭市	英語であれば各病院で対応可能。
倶知安町	中核の 1 医療施設には、町から英語通訳 2-3 名分の補助金を出し対応。現在、タブレット端末を使った 3 者通話による通訳サービスに移行中。

表-参考 2.6 : 調査対象市町における外国籍住民への災害時対応

北海道	- 「災害時多言語支援センター」の早期開設に向けた検討を2020年から開始する予定。
HIECC	- 道内で災害が発生した際に、被災した自治体からの要請により在住外国人や外国人観光客などを支援する「北海道災害支援多言語サポーター」制度を立ち上げた。
札幌市	- 札幌国際プラザと協定を結び、災害時には、同プラザが災害多言語支援センターとして機能し、必要な情報をやさしい日本語・英語・中国語・韓国語で、Eメールやホームページ、SNSなどで発信する。また、避難場所の巡回、相談対応なども実施。 - 同プラザは、外国籍市民と共に防災バスツアー（札幌市民防災センターの見学）なども実施。
函館市	毎年更新している「在住外国人のための函館生活ガイドブック」で緊急時の対応を紹介。
小樽市	胆振東部地震時には、観光局と連携してJRの駅、運河プラザに英語が話せる市の職員を派遣し外国人に情報を伝えた。この事例に基づき、現在、防災マニュアルを見直し中。
旭川市	災害時はAICにより市の英語HPの更新支援。
釧路市	文科省の「学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業」の活動として、外国籍住民を対象に、防災訓練、消火活動訓練、防災講習会、地震体験、防災マイマップの作成を実施。
滝川市	緊急時、災害時はSNSとフェースブックで情報（英語・中国語）を流す。
恵庭市	2016年に総務省／クリアの助成金で、中・英・やさしい日本語で医療機関や防災に関するマップを作製し、外国籍住民が市役所に来た時、受入企業などに配布。災害時対応はこれからの課題。
倶知安町	- 緊急時は、役所の英語ができる職員が、防災無線や自動翻訳のHP、フェースブックなどを使って対応。 - 2019年度中に日本語と英語併記の防災ハザードマップが完成。
東川町	大半が留学生で日本語が理解できるので緊急時の連絡がしやすい。

表-参考 2.7 : 調査対象市町における外国籍住民との交流事業など

HIECC	道内の国際交流団体間のネットワーク構築。 道内で、多文化共生啓発事業、多文化共生コーディネーター研修会などを実施。
札幌市	-札幌国際プラザの交流サロンを中心に、市民と外国人を対象に様々な交流イベントを開催（週1回開催される英語、中国語、ハングル、ロシア語、ドイツ語、日本語によるフリートークのプログラム「レッツトーク」や日本の伝統行事や文化の体験交流など）。
函館市	- 市内ではイベントや避難訓練などを外国人と共同で行っている例がある。 - 国際交流・国際協力活動をしている NGO/NPO が一斉に集まる「地球まつり」やお茶会など交流行事を実施。 - HIF では、留学生や技能実習生などを対象に交流行事や日本文化体験事業を実施。
小樽市	文化団体協議会、ユネスコ協会と協力し、毎年3つテーマを選び「日本文化体験会」を実施。
旭川市	AIC が様々なイベントと外国語講座（ハングル、ロシア、中国）を開催。
釧路市	文科省委託の「学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業」を実施し、町内会レベルで公民館を中心とした外国籍住民に対する社会教育を地域住民の参加を得て実施。事業の結果を「事例集」としてまとめ市内全町内会に配布する予定。 【課題】単独で就労している外国人材と市民や同国人との交流をどのように促進するか。
帯広市	- 料理やゲームを通じて異文化を理解するために外国人講師を派遣。 - インターナショナル・トーク（講演会と交流会）、キッズ・プレイグラウンド（遊びを中心にした交流）、森の茶会（日本文化紹介）を定期的実施。 - 世界の友達（自国の食文化紹介、1500-1800名が参加）、ポットラックナイト（持ち寄りパーティー）、国際文化祭（留学生主体の各国文化紹介）、高校生フェスタなど様々なイベントを実施。
北見市	- 毎年1回程度、市民と外国住民の交流の場である国際交流カフェを開催。 - 北見工大が毎月 C アワー（留学生、日本人学生、教職員、市民による交流の場）を開催。
紋別市	- 地域の文化や習慣を学んでもらい町内の一員となるよう、市が外国籍住民を巻き込んだイベントの実施を町内会に呼びかけている。外国人がイベントに参加する場合は、その参加経費は市が負担（6つの町内で実施）。外国人材の町内会費は、受入れ事業所が各町内に支払う。 - 国際交流サロンを中心に技能実習生が多く参加する様々なイベントを市民と共同で開催。
滝川市	- 滝川国際交流協会が国際理解教育や交流イベントを数多く実施。 - 外国籍住民による英・中・韓国語講座を多数開催。
恵庭市	- 町内のイベントに外国籍住民の参加を呼びかけるため、町内会長との連携関係を築いた。 - 恵庭国際プラザが各種交流活動を実施。
倶知安町	特別な交流行事はない。「くっちゃんじゃが祭り」等既存の行事に外国籍住民も参加。
東川町	日本語学校のカリキュラムは、交流の仕方、交通マナーなど、地域に溶け込むことを助ける内容になっている。 各地域でイベントや交流事業を実施している。住民との交流に力を入れており、礼儀作法の指導を徹底している。外国人は地域の行事（敬老会や町の運動会などのイベント）に積極的に参加している。

表-参考 2.8 : 調査対象市町における外国籍住民に対する相談体制

北海道 HIECC	道からの委託事業として HIECC 内に「北海道外国人相談センター」を設置。11 カ国語（日・英・中（繁体／簡体）・韓・ベトナム・タガログ・タイ・露・ネパール・インドネシア・ミャンマー）で対応。また、道内を巡回し移動相談会を開催。
札幌市	国際プラザ内に「さっぽろ外国人相談窓口」を設置。やさしい日本語、英語、中国語での対面相談に加えて、12 言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ロシア語、ネパール語、フランス語、タイ語）の電話通訳サービスを介した相談を実施。
函館市	- 市役所には日本語と英語の相談窓口があり、他の言語の場合は HIF につなぐ。 - HIF には中国人相談員がおり、SNS（LINE、Wechat 等）による相談を行っている。英語・中国語以外の相談は、スマートフォン・タブレット端末を利用した多言語 TV 電話通訳サービス「スマートボックス」と電話通訳「ビーボーン」を活用し、15 言語で対応している。2019 年以前は、年間 10 件以下の相談件数であったが、WeChat を使い始めてから件数が増えた。
小樽市	外国人向けの専用窓口は設けていない。外国人からの相談は月に 1 回程度病院関連のものがある。 相談者が英語を話せない場合は、メールで相談事項を送ってもらい Google 翻訳で対応。
旭川市	AIC に多言語相談窓口あり（英語、中国語、スペイン語で対応）。2014 年から 2018 年の過去 5 年間の相談件数は、それぞれ 106 件、73 件、48 件、109 件、97 件。最も多い相談内容は「日本語学習」に関するもので、他には「手続き」、日本人配偶者からの就職紹介依頼など。
釧路市	相談窓口を国際交流プラザに設置。相談が多いのはコミュニケーション、傷病、事務手続きに関する者。、虐待や DV に関する相談などもある。 【課題】外国人にとって相談窓口の開設時間が適当でない。
帯広市	外国人専用の窓口は設けていない。
北見市	外国人専用の窓口は設けていない。
紋別市	- 国際交流サロンで相談を実施（スタッフのタイ人、ベトナム人、中国人、ドイツ人が対応）。 - 2020 年に多言語相談窓口を開設予定（ベトナム語、タイ語、中国語）。
滝川市	外国人専用の窓口は設けていない。「たきかわ観光国際スクエア」開設後は窓口機能を設置。
恵庭市	外国人専用窓口は設けていない。外国人からの相談は企画課に回ってくるが、ポケット導入後は各課が直接対応する。
倶知安町	外国人専用窓口は設けていない。相談内容により町役場の担当部署が対応し、英語可能な職員が支援。
東川町	町の複合交流施設せんとぴゅあの多文化共生室に、中国人とベトナム人スタッフが常駐しており相談に対応。必要であれば、9 か国の CIR（中国、タイ、ラトヴィア、ベトナム、韓国、インドネシア、ロシア、ウズベキスタン、ミャンマー）もサポートする。

参考3 地域別、職種別の外国人労働者数等収集した統計資料

表-参考3.1：市区町村別 国籍・地域別の在留外国人 全ての在留資格者

北海道		2019/12/31	2019/6/1										
	総人口	総数	外国人割合	中国人口・割合	ベトナム人口・割合	韓国人口・割合	フィリピン人口・割合	台湾人口・割合	米国人口・割合	ネパール	その他		
札幌市中央区	238,244	2,854	1.20%	793 0.3%	227 0.1%	634 0.3%	82 0.0%	187 0.1%	187 0.1%	64 0.0%	680 0.3%		
札幌市北区	286,202	3,396	1.19%	1,523 0.5%	168 0.1%	348 0.1%	64 0.0%	109 0.0%	99 0.0%	69 0.0%	1,016 0.4%		
札幌市東区	261,936	1,856	0.71%	654 0.2%	204 0.1%	299 0.1%	60 0.0%	64 0.0%	46 0.0%	23 0.0%	506 0.2%		
札幌市白石区	213,225	1,173	0.55%	296 0.1%	203 0.1%	258 0.1%	59 0.0%	41 0.0%	36 0.0%	8 0.0%	272 0.1%		
札幌市豊平区	223,587	1,655	0.74%	485 0.2%	67 0.0%	432 0.2%	59 0.0%	89 0.0%	83 0.0%	19 0.0%	421 0.2%		
札幌市南区	136,565	647	0.47%	236 0.2%	30 0.0%	100 0.1%	26 0.0%	39 0.0%	49 0.0%	23 0.0%	144 0.1%		
札幌市西区	217,004	1,040	0.48%	244 0.1%	207 0.1%	192 0.1%	55 0.0%	25 0.0%	33 0.0%	6 0.0%	278 0.1%		
札幌市厚別区	127,251	700	0.55%	323 0.3%	62 0.0%	89 0.1%	25 0.0%	15 0.0%	68 0.1%	16 0.0%	102 0.1%		
札幌市手稲区	141,973	528	0.37%	118 0.1%	172 0.1%	45 0.0%	18 0.0%	17 0.0%	20 0.0%	12 0.0%	126 0.1%		
札幌市清田区	113,476	576	0.51%	147 0.1%	43 0.0%	212 0.2%	17 0.0%	12 0.0%	17 0.0%	8 0.0%	120 0.1%		
函館市	255,358	1,068	0.42%	254 0.1%	283 0.1%	154 0.1%	49 0.0%	41 0.0%	29 0.0%	47 0.0%	211 0.1%		
小樽市	114,428	650	0.57%	135 0.1%	101 0.1%	78 0.1%	16 0.0%	35 0.0%	25 0.0%	11 0.0%	249 0.2%		
旭川市	334,083	1,222	0.37%	205 0.1%	379 0.1%	214 0.1%	90 0.0%	20 0.0%	33 0.0%	87 0.0%	194 0.1%		
室蘭市	82,979	435	0.52%	152 0.2%	56 0.1%	63 0.1%	15 0.0%	2 0.0%	8 0.0%	24 0.0%	115 0.1%		
釧路市	168,127	872	0.52%	157 0.1%	379 0.2%	91 0.1%	90 0.1%	19 0.0%	20 0.0%	17 0.0%	99 0.1%		
帯広市	166,036	825	0.50%	109 0.1%	180 0.1%	146 0.1%	37 0.0%	26 0.0%	33 0.0%	24 0.0%	270 0.2%		
北見市	116,633	486	0.42%	138 0.1%	92 0.1%	56 0.0%	36 0.0%	15 0.0%	8 0.0%	3 0.0%	138 0.1%		
夕張市	7,769	131	1.69%	75 1.0%	24 0.3%	4 0.1%	2 0.0%	11 0.1%	1 0.0%	- 0.0%	14 0.2%		
岩見沢市	80,435	200	0.25%	36 0.0%	51 0.1%	33 0.0%	16 0.0%	2 0.0%	15 0.0%	4 0.0%	43 0.1%		
網走市	35,042	309	0.88%	183 0.5%	51 0.1%	17 0.0%	11 0.0%	3 0.0%	13 0.0%	5 0.0%	26 0.1%		
留萌市	20,723	114	0.55%	4 0.0%	88 0.4%	5 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	6 0.0%	8 0.0%		
苫小牧市	171,251	656	0.38%	107 0.1%	161 0.1%	132 0.1%	44 0.0%	4 0.0%	10 0.0%	19 0.0%	179 0.1%		
稚内市	33,606	437	1.30%	179 0.5%	155 0.5%	27 0.1%	6 0.0%	- 0.0%	7 0.0%	45 0.1%	18 0.1%		
美唄市	21,063	60	0.28%	11 0.1%	- 0.0%	19 0.1%	7 0.0%	2 0.0%	6 0.0%	4 0.0%	11 0.1%		
芦別市	13,211	25	0.19%	8 0.1%	6 0.0%	1 0.0%	4 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	4 0.0%		
江別市	119,582	661	0.55%	184 0.2%	159 0.1%	84 0.1%	7 0.0%	12 0.0%	28 0.0%	6 0.0%	181 0.2%		
赤平市	9,906	54	0.55%	15 0.2%	19 0.2%	6 0.1%	10 0.1%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	2 0.0%		
紋別市	21,584	465	2.15%	169 0.8%	204 0.9%	6 0.0%	3 0.0%	2 0.0%	2 0.0%	4 0.0%	75 0.3%		
士別市	18,562	86	0.46%	25 0.1%	41 0.2%	7 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	8 0.0%	- 0.0%	3 0.0%		
名寄市	27,275	121	0.44%	62 0.2%	7 0.0%	8 0.0%	4 0.0%	2 0.0%	23 0.1%	1 0.0%	14 0.1%		
三笠市	8,304	19	0.23%	5 0.1%	5 0.1%	2 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	2 0.0%		
根室市	25,457	307	1.21%	11 0.0%	242 1.0%	5 0.0%	12 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	35 0.1%		
千歳市	97,564	757	0.78%	178 0.2%	71 0.1%	183 0.2%	72 0.1%	33 0.0%	30 0.0%	12 0.0%	178 0.2%		
滝川市	39,871	103	0.26%	3 0.0%	33 0.1%	15 0.0%	11 0.0%	2 0.0%	10 0.0%	4 0.0%	25 0.1%		
砂川市	16,854	33	0.20%	- 0.0%	18 0.1%	- 0.0%	2 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	11 0.1%		
歌志内市	3,133	6	0.19%	- 0.0%	2 0.1%	1 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	1 0.0%		
深川市	20,423	110	0.54%	52 0.3%	9 0.0%	6 0.0%	17 0.1%	4 0.0%	2 0.0%	6 0.0%	14 0.1%		
富良野市	21,593	289	1.34%	103 0.5%	50 0.2%	23 0.1%	5 0.0%	41 0.2%	7 0.0%	14 0.1%	46 0.2%		
登別市	47,612	227	0.48%	82 0.2%	22 0.0%	51 0.1%	5 0.0%	16 0.0%	7 0.0%	9 0.0%	35 0.1%		
恵庭市	70,051	430	0.61%	108 0.2%	96 0.1%	48 0.1%	75 0.1%	23 0.0%	8 0.0%	36 0.1%	36 0.1%		
伊達市	33,894	219	0.65%	73 0.2%	102 0.3%	8 0.0%	4 0.0%	5 0.0%	6 0.0%	4 0.0%	17 0.1%		
北広島市	58,268	340	0.58%	83 0.1%	76 0.1%	21 0.0%	8 0.0%	4 0.0%	11 0.0%	9 0.0%	128 0.2%		
石狩市	58,289	436	0.75%	74 0.1%	246 0.4%	20 0.0%	17 0.0%	4 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	72 0.1%		
北斗市	46,033	262	0.57%	70 0.2%	129 0.3%	15 0.0%	32 0.1%	4 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	9 0.0%		
石狩郡	18,873	141	0.75%	12 0.1%	24 0.1%	23 0.1%	6 0.0%	17 0.1%	3 0.0%	12 0.1%	44 0.2%		
松前郡	10,969	81	0.74%	1 0.0%	56 0.5%	3 0.0%	3 0.0%	1 0.0%	6 0.1%	- 0.0%	11 0.1%		
上磯郡	8,356	77	0.92%	4 0.0%	66 0.8%	2 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	3 0.0%		
亀田郡	28,149	116	0.41%	20 0.1%	17 0.1%	10 0.0%	56 0.2%	1 0.0%	5 0.0%	- 0.0%	7 0.0%		
茅部郡	19,129	380	1.99%	136 0.7%	169 0.9%	2 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	7 0.0%	- 0.0%	65 0.3%		
山越郡	5,272	146	2.77%	52 1.0%	83 1.6%	- 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	9 0.2%		
二世海郡	16,296	245	1.50%	84 0.5%	71 0.4%	7 0.0%	3 0.0%	2 0.0%	1 0.0%	5 0.0%	72 0.4%		
檜山郡	15,989	76	0.48%	11 0.1%	23 0.1%	9 0.1%	8 0.1%	- 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	22 0.1%		
爾志郡	3,625	9	0.25%	- 0.0%	3 0.1%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	5 0.1%		
久遠郡	7,743	39	0.50%	18 0.2%	4 0.1%	1 0.0%	6 0.1%	- 0.0%	4 0.1%	- 0.0%	6 0.1%		
奥尻郡	2,586	5	0.19%	- 0.0%	- 0.0%	2 0.1%	- 0.0%	- 0.0%	2 0.1%	- 0.0%	1 0.0%		
瀬棚郡	5,178	3	0.06%	1 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	2 0.0%		
島牧郡	1,433	1	0.07%	- 0.0%	0.0%	1 0.1%	0.0%	- 0.0%	0.0%	- 0.0%	0.0%		
寿都郡	5,732	69	1.20%	36 0.6%	19 0.3%	2 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	8 0.1%		
磯谷郡	4,669	48	1.03%	4 0.1%	13 0.3%	- 0.0%	1 0.0%	3 0.1%	6 0.1%	1 0.0%	20 0.4%		

表-参考3.1：市区町村別 国籍・地域別の在留外国人 全ての在留資格者

北海道		2019/12/31	2019/6/1										
	総人口	総数	外国人割合	中国人口・割合	ベトナム人口・割合	韓国人口・割合	フィリピン人口・割合	台湾人口・割合	米国人口・割合	ネパール	その他		
虻田郡(後志管内)	31,633	1,553	4.91%	177 0.6%	46 0.1%	40 0.1%	34 0.1%	135 0.4%	61 0.2%	59 0.2%	1,001 3.2%		
岩内郡	18,170	69	0.38%	2 0.0%	33 0.2%	7 0.0%	5 0.0%	- 0.0%	7 0.0%	2 0.0%	13 0.1%		
古宇郡	2,453	10	0.41%	- 0.0%	3 0.1%	2 0.1%	- 0.0%	- 0.0%	2 0.1%	- 0.0%	3 0.1%		
積丹郡	1,981	6	0.30%	1 0.1%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	3 0.2%		
古平郡	3,015	51	1.69%	16 0.5%	28 0.9%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	7 0.2%		
余市郡	23,091	431	1.87%	191 0.8%	114 0.5%	13 0.1%	9 0.0%	7 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	94 0.4%		
空知郡(空知管内)	15,671	96	0.61%	42 0.3%	24 0.2%	10 0.1%	5 0.0%	3 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	9 0.1%		
夕張郡	27,345	107	0.39%	18 0.1%	34 0.1%	12 0.0%	10 0.0%	- 0.0%	5 0.0%	8 0.0%	20 0.1%		
樺戸郡	11,433	20	0.17%	5 0.0%	9 0.1%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	3 0.0%		
雨竜郡(空知管内)	12,441	57	0.46%	1 0.0%	45 0.4%	3 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	6 0.0%		
上川郡(石狩)	51,662	619	1.20%	73 0.1%	276 0.5%	32 0.1%	9 0.0%	73 0.1%	16 0.0%	5 0.0%	135 0.3%		
空知郡(上川管内)	18,032	159	0.88%	26 0.1%	21 0.1%	16 0.1%	19 0.1%	43 0.2%	8 0.0%	11 0.1%	15 0.1%		
勇払郡(上川管内/占冠村)	1,613	371	23.00%	30 1.9%	9 0.6%	33 2.0%	20 1.2%	103 6.4%	4 0.2%	35 2.2%	137 8.5%		
上川郡(天塩国)	9,595	56	0.58%	30 0.3%	16 0.2%	2 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	7 0.1%		
中川郡(天塩国)	6,465	23	0.36%	16 0.2%	1 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	1 0.0%		
雨竜郡(上川管内)	1,445	2	0.14%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	1 0.1%	- 0.0%	1 0.1%	- 0.0%	- 0.0%		
増毛郡	4,222	75	1.78%	3 0.1%	67 1.6%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	3 0.1%		
留萌郡	3,087	52	1.68%	6 0.2%	37 1.2%	1 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	7 0.2%		
苫前郡	10,983	46	0.42%	9 0.1%	7 0.1%	- 0.0%	2 0.0%	2 0.0%	6 0.1%	- 0.0%	20 0.2%		
天塩郡(留萌管内)	5,631	86	1.53%	16 0.3%	58 1.0%	1 0.0%	1 0.0%	3 0.1%	4 0.1%	- 0.0%	3 0.1%		
宗谷郡	2,766	159	5.75%	105 3.8%	50 1.8%	1 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	3 0.1%	- 0.0%	- 0.0%		
枝幸郡	13,244	273	2.06%	196 1.5%	27 0.2%	2 0.0%	2 0.0%	1 0.0%	5 0.0%	- 0.0%	40 0.3%		
天塩郡(宗谷管内)	6,185	65	1.05%	18 0.3%	40 0.6%	1 0.0%	2 0.0%	1 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	1 0.0%		
礼文郡	2,477	42	1.70%	9 0.4%	16 0.6%	1 0.0%	- 0.0%	14 0.6%	1 0.0%	- 0.0%	1 0.0%		
利尻郡	4,437	19	0.43%	4 0.1%	3 0.1%	- 0.0%	- 0.0%	7 0.2%	2 0.0%	- 0.0%	3 0.1%		
網走郡	30,964	102	0.33%	45 0.1%	17 0.1%	2 0.0%	13 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	3 0.0%	20 0.1%		
斜里郡	20,336	233	1.15%	26 0.1%	85 0.4%	2 0.0%	14 0.0%	19 0.1%	4 0.0%	- 0.0%	83 0.4%		
常呂郡	12,840	277	2.16%	152 1.2%	43 0.3%	2 0.0%	28 0.0%	1 0.0%	4 0.0%	- 0.0%	47 0.4%		
紋別郡	40,121	618	1.54%	274 0.7%	230 0.6%	13 0.0%	26 0.0%	2 0.0%	7 0.0%	- 0.0%	66 0.2%		
虻田郡(胆振管内)	12,614	206	1.63%	44 0.3%	69 0.5%	12 0.1%	7 0.0%	32 0.3%	6 0.0%	- 0.0%	36 0.3%		
有珠郡	2,516	44	1.75%	25 1.0%	4 0.2%	- 0.0%	3 0.0%	5 0.2%	1 0.0%	- 0.0%	6 0.2%		
白老郡	16,641	166	1.00%	51 0.3%	74 0.4%	17 0.1%	7 0.0%	1 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	13 0.1%		
勇払郡(胆振管内)	20,135	234	1.16%	103 0.5%	49 0.2%	11 0.1%	23 0.0%	4 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	42 0.2%		
沙流郡	16,843	407	2.42%	138 0.8%	25 0.1%	8 0.0%	73 0.0%	3 0.0%	4 0.0%	10 0.1%	146 0.9%		
新冠郡	5,483	152	2.77%	1 0.0%	41 0.7%	2 0.0%	34 0.0%	2 0.0%	3 0.1%	- 0.0%	69 1.3%		
浦河郡	12,162	257	2.11%	4 0.0%	4 0.0%	7 0.1%	47 0.0%	- 0.0%	4 0.0%	6 0.0%	185 1.5%		
様似郡	4,230	26	0.61%	6 0.1%	- 0.0%	3 0.1%	4 0.0%	- 0.0%	5 0.1%	- 0.0%	8 0.2%		
幌泉郡	4,623	44	0.95%	19 0.4%	2 0.0%	3 0.1%	2 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	16 0.3%		
日高郡	22,243	119	0.53%	10 0.0%	14 0.1%	29 0.1%	10 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	4 0.0%	50 0.2%		
河東郡	60,673	400	0.66%	119 0.2%	146 0.2%	20 0.0%	7 0.0%	29 0.0%	5 0.0%	2 0.0%	72 0.1%		
上川郡(十勝)	15,467	215	1.39%	52 0.3%	60 0.4%	10 0.1%	11 0.0%	6 0.0%	6 0.0%	2 0.0%	68 0.4%		
河西郡	25,543	132	0.52%	15 0.1%	78 0.3%	13 0.1%	4 0.0%	2 0.0%	4 0.0%	- 0.0%	16 0.1%		
広尾郡	12,196	155	1.27%	31 0.3%	87 0.7%	4 0.0%	15 0.0%	2 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	14 0.1%		
中川郡(十勝)	43,303	212	0.49%	39 0.1%	92 0.2%	6 0.0%	17 0.0%	- 0.0%	15 0.0%	- 0.0%	43 0.1%		
足寄郡	9,149	73	0.80%	6 0.1%	47 0.5%	3 0.0%	3 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	11 0.1%		
十勝郡	4,615	22	0.48%	6 0.1%	10 0.2%	3 0.1%	1 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	- 0.0%		
釧路郡	19,575	59	0.30%	3 0.0%	33 0.2%	10 0.1%	1 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	- 0.0%	12 0.1%		
厚岸郡	14,933	206	1.38%	9 0.1%	113 0.8%	- 0.0%	69 0.0%	- 0.0%	3 0.0%	- 0.0%	12 0.1%		
川上郡	14,609	153	1.05%	5 0.0%	114 0.8%	16 0.1%	6 0.0%	- 0.0%	6 0.0%	4 0.0%	2 0.0%		
阿寒郡	2,509	21	0.84%	1 0.0%	5 0.2%	1 0.0%	10 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	3 0.1%		
白糠郡	7,711	103	1.34%	2 0.0%	- 0.0%	5 0.1%	92 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	- 0.0%	2 0.0%		
野付郡	15,010	333	2.22%	22 0.1%	204 1.4%	9 0.1%	91 0.0%	- 0.0%	2 0.0%	1 0.0%	4 0.0%		
標津郡	28,636	182	0.64%	9 0.0%	82 0.3%	15 0.1%	42 0.0%	- 0.0%	6 0.0%	3 0.0%	25 0.1%		
目梨郡	4,955	32	0.65%	1 0.0%	24 0.5%	3 0.1%	3 0.0%	- 0.0%	1 0.0%	- 0.0%	- 0.0%		
総数	5,268,173	37,906	0.72%	10,460 0.20%	8,184 0.16%	4,627 0.09%	2,053 0.04%	1,462 0.03%	1,290 0.02%	824 0.02%	9,006 0.17%		

注1) 外国人の数は、2019年6月時点でのもの(出所：法務省在留外国人統計 2019年06月)

注1) 総人口は、2019年12月31日時点でのもの(出所：住民基本台帳人口 2019年12月31日)

注2) 北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)の村を除く。

出所：法務省(在留外国人統計 2019年6月現在) / 住民台帳(2019年12月)

表-参考3.2：公共職業安定所別・在留資格別外国人労働者数（北海道労働局）2019年10月

公共職業安定所の管轄市町村	全在留資格計	(管轄市町村内の割合)	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習		④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
			計	(管轄市町村内の割合)		計	(管轄市町村内の割合)	計	うち留学	計	(管轄市町村内の割合)	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	
総数	5,268,173	公共職業安定所	24,387 (0.46%)	4,637 (0.05%)	553	12,946 (0.25%)	3,355	3,022	2,896 (0.05%)	1,825	876	29	166	0	
札幌市（中央区・南区・西区・手稲区）	733,786	札幌公共職業安定所	4,211 (0.57%)	1,150 (0.11%)	158	862 (0.12%)	1,203	1,074	838 (0.11%)	495	274	11	58	0	
札幌市（白石区・豊平区・厚別区・清田区・北広島市・江別市）	855,389	札幌公共職業安定所	2,218 (0.26%)	271 (0.02%)	57	1,161 (0.14%)	282	251	447 (0.05%)	338	89	3	17	0	
札幌市（東区・北区・石狩市・石狩群）	625,300	札幌公共職業安定所	2,901 (0.46%)	781 (0.06%)	43	482 (0.08%)	1,130	1,071	465 (0.07%)	293	147	4	21	0	
函館市・近隣地域（函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅渚郡、二世帯郡、山越郡、檜山郡、霧志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡）	424,683	函館公共職業安定所	1,968 (0.46%)	138 (0.01%)	19	1,628 (0.38%)	80	68	103 (0.02%)	61	36	0	6	0	
旭川市・近隣地域（旭川市、富良野市、上川郡、雨竜郡、勇払郡）	428,428	旭川公共職業安定所	1,537 (0.36%)	302 (0.05%)	104	799 (0.19%)	208	194	124 (0.03%)	69	48	1	6	0	
帯広市・近隣地域（帯広市、河西郡、上川郡、河東郡、中川郡、十勝郡、広尾郡、足寄郡）	336,982	帯広公共職業安定所	1,607 (0.48%)	289 (0.06%)	18	962 (0.29%)	123	99	215 (0.06%)	136	57	3	19	0	
北見市・近辺地域（北見市、網走郡の一部、常呂郡、紋別郡の一部）	176,757	北見公共職業安定所	762 (0.43%)	53 (0.01%)	6	569 (0.32%)	73	65	61 (0.03%)	41	17	1	2	0	
紋別市、紋別郡（一部）	33,363	紋別公共職業安定所	783 (2.35%)	44 (0.06%)	3	718 (2.15%)	0	0	18 (0.05%)	7	10	0	1	0	
小樽市・近辺地域（小樽市、余市郡、積丹郡、古平郡）	142,515	小樽公共職業安定所	813 (0.57%)	104 (0.05%)	14	573 (0.40%)	31	24	91 (0.06%)	67	18	0	6	0	
芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知郡、樺戸郡、雨竜郡	146,226	滝川公共職業安定所	307 (0.21%)	56 (0.02%)	8	215 (0.15%)	5	4	23 (0.02%)	17	5	0	1	0	
釧路市・近辺地域（釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡）	227,464	釧路公共職業安定所	1,234 (0.54%)	80 (0.02%)	3	1,067 (0.47%)	9	2	75 (0.03%)	41	25	1	8	0	
室蘭市、登別市、伊達市、有珠郡、虻田郡の一部	179,615	室蘭公共職業安定所	406 (0.23%)	150 (0.04%)	8	150 (0.08%)	67	61	31 (0.02%)	22	7	0	2	0	
岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡の一部、樺戸郡の一部	122,165	岩見沢公共職業安定所	143 (0.12%)	32 (0.01%)	0	103 (0.08%)	0	0	8 (0.01%)	5	3	0	0	0	
稚内市・近辺地域（稚内市、宗谷郡、天塩郡、利尻郡、礼文郡）	55,102	稚内公共職業安定所	638 (1.16%)	14 (0.01%)	2	563 (1.02%)	35	33	24 (0.04%)	18	6	0	0	0	
岩内郡、磯谷郡、寿都郡、島牧郡、古宇郡、虻田郡（ニセコ町など）	64,090	岩内公共職業安定所	810 (1.26%)	422 (0.52%)	71	216 (0.34%)	5	0	96 (0.15%)	38	56	1	1	0	
留萌市、留萌郡、増毛郡、苫前郡	39,015	留萌公共職業安定所	304 (0.78%)	9 (0.00%)	1	287 (0.74%)	1	0	6 (0.02%)	3	3	0	0	0	
名寄市、士別市、上川郡の一部、中川郡の一部、枝幸郡	75,141	名寄公共職業安定所	413 (0.55%)	35 (0.02%)	0	363 (0.48%)	1	0	14 (0.02%)	8	5	0	1	0	
新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡（えりも町）、日高郡	48,741	浦河公共職業安定所	295 (0.61%)	157 (0.06%)	2	122 (0.25%)	1	0	13 (0.03%)	7	6	0	0	0	
網走市・近隣地域（網走市、網走郡一部、斜里郡）	67,398	網走公共職業安定所	526 (0.78%)	31 (0.02%)	21	435 (0.65%)	9	2	30 (0.04%)	16	10	2	2	0	
苫小牧市・近隣地域（苫小牧市、勇払郡、白老郡、沙流郡）	224,870	苫小牧公共職業安定所	1,029 (0.46%)	265 (0.02%)	2	673 (0.30%)	20	8	69 (0.03%)	45	21	1	2	0	
根室市、野付郡（別海町）、標津郡、目梨郡	74,058	根室公共職業安定所	800 (1.08%)	33 (0.02%)	1	739 (1.00%)	4	3	23 (0.03%)	12	6	0	5	0	
千歳市、恵庭市、夕張市、夕張郡	202,729	千歳公共職業安定所	682 (0.34%)	221 (0.08%)	12	259 (0.13%)	68	63	122 (0.06%)	86	27	1	8	0	

出所：北海道労働局（在留外国人統計 2019年10月現在）／住民台帳（2019年12月）

表-参考3.3：公共職業安定所別・産業別外国人労働者数（北海道労働局）2019年10月

総数	5,268,173	公共職業安定所	全産業計									
			うち農業・林業（管轄市町村人口に対する割合）	うち建設業	うち製造業 ^{※1} （管轄市町村人口に対する割合）	うち情報通信業（管轄市町村人口に対する割合）	うち卸売業、小売業	うち宿泊業、飲食サービス業	うち教育、学習支援業	うち医療、福祉（管轄市町村人口に対する割合）	うちサービス業（他に分類されないもの）	
札幌市（中央区・南区・西区・手稲区）	733,786	札幌公共職業安定所	4,211	34 (0.00%)	170	253 (0.03%)	400 (0.05%)	934	788	335	96 (0.01%)	385
札幌市（白石区・豊平区・厚別区・清田区・北広島市、江別市）	855,389	札幌東公共職業安定所	2,218	64 (0.01%)	439	630 (0.07%)	15 (0.00%)	260	156	273	92 (0.01%)	123
札幌市（東区・北区・石狩市・石狩群）	625,300	札幌北公共職業安定所	2,901	11 (0.00%)	378	96 (0.02%)	52 (0.01%)	603	77	1,291	50 (0.01%)	139
函館市・近隣地域（函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世海郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡）	424,683	函館公共職業安定所	1,968	72 (0.02%)	129	1,101 (0.26%)	8 (0.00%)	62	83	39	31 (0.01%)	72
旭川市・近隣地域（旭川市、富良野市、上川郡、雨竜郡、勇払郡）	428,428	旭川公共職業安定所	1,537	211 (0.05%)	320	237 (0.06%)	3 (0.00%)	134	295	35	32 (0.01%)	46
帯広市・近隣地域（帯広市、河西郡、上川郡、河東郡、中川郡、十勝郡、広尾郡、足寄郡）	336,982	帯広公共職業安定所	1,607	694 (0.21%)	196	260 (0.08%)	1 (0.00%)	51	54	81	41 (0.01%)	108
北見市・近辺地域（北見市、網走郡の一部、常呂郡、紋別郡の一部）	176,757	北見公共職業安定所	762	110 (0.06%)	49	382 (0.22%)	0 (0.00%)	75	26	41	17 (0.01%)	13
紋別市、紋別郡（一部）	33,365	紋別公共職業安定所	783	134 (0.40%)	0	505 (1.51%)	0 (0.00%)	5	13	0	1 (0.00%)	5
小樽市・近辺地域（小樽市、余市郡、積丹郡、古平郡）	142,515	小樽公共職業安定所	813	207 (0.15%)	18	329 (0.23%)	1 (0.00%)	66	57	44	11 (0.01%)	4
芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知郡、樺戸郡、雨竜郡	146,226	滝川公共職業安定所	307	6 (0.00%)	55	146 (0.10%)	0 (0.00%)	20	4	7	10 (0.01%)	16
釧路市・近辺地域（釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡）	227,464	釧路公共職業安定所	1,234	279 (0.12%)	86	686 (0.30%)	1 (0.00%)	28	34	18	16 (0.01%)	18
室蘭市、登別市、伊達市、有珠郡、虻田郡の一部	179,615	室蘭公共職業安定所	406	20 (0.01%)	9	90 (0.05%)	1 (0.00%)	49	148	29	5 (0.00%)	7
岩見沢市、美唄市、三笠市、空知郡の一部、樺戸郡の一部	122,165	岩見沢公共職業安定所	143	0 (0.00%)	18	82 (0.07%)	0 (0.00%)	7	3	1	6 (0.00%)	1
稚内市・近辺地域（稚内市、宗谷郡、天塩郡、利尻郡、礼文郡）	55,102	稚内公共職業安定所	638	47 (0.09%)	46	377 (0.68%)	0 (0.00%)	10	27	2	4 (0.01%)	1
岩内郡、磯谷郡、寿都郡、島牧郡、古宇郡、虻田郡（ニセコ町など）	64,090	岩内公共職業安定所	810	43 (0.07%)	19	126 (0.20%)	9 (0.01%)	9	177	4	18 (0.03%)	14
留萌市、留萌郡、増毛郡、苫前郡	39,015	留萌公共職業安定所	304	1 (0.00%)	10	185 (0.47%)	0 (0.00%)	0	0	0	9 (0.02%)	11
名寄市、士別市、上川郡の一部、中川郡の一部、枝幸郡	75,141	名寄公共職業安定所	413	96 (0.13%)	25	206 (0.27%)	0 (0.00%)	30	1	0	4 (0.01%)	0
新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡（えりも町）、日高郡	48,741	浦河公共職業安定所	295	178 (0.37%)	8	61 (0.13%)	0 (0.00%)	0	0	2	4 (0.01%)	1
網走市・近隣地域（網走市、網走郡一部、斜里郡）	67,398	網走公共職業安定所	526	28 (0.04%)	13	336 (0.50%)	0 (0.00%)	24	46	3	4 (0.01%)	5
苫小牧市・近隣地域（苫小牧市、勇払郡、白老郡、沙流郡）	224,870	苫小牧公共職業安定所	1,029	474 (0.21%)	82	272 (0.12%)	0 (0.00%)	28	45	6	6 (0.00%)	13
根室市、野付郡（別海町）、標津郡、目梨郡	74,058	根室公共職業安定所	800	274 (0.37%)	35	429 (0.58%)	0 (0.00%)	21	14	0	1 (0.00%)	7
千歳市、恵庭市、夕張市、夕張郡	202,729	千歳公共職業安定所	682	104 (0.05%)	50	220 (0.11%)	0 (0.00%)	53	49	26	9 (0.00%)	21

*1: 7,009人の製造業労働者のうち、食料品製造業は6,113人、うち水産加工は4,585人（推定値）である。尚、漁業に従事する外国人材は423人である。

出所：北海道労働局（在留外国人統計 2019年10月現在）／住民台帳（2019年12月）

表-参考3.4：産業別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の年推移（2009年，2014～2019年）

	2009		2014		2015		2016		2017		2018		2019	
	事業所数	外国人労働者数	事業所数	外国人労働者数	事業所数	外国人労働者数	事業所数	外国人労働者数	事業所数	外国人労働者数	事業所数	外国人労働者数	事業所数	外国人労働者数
A. 農業、林業	257	476	553	1,213	602	1,367	687	1,673	819	2,203	985	2,640	1,026	3,087
うち農業											979	2,634	1,020	3,078
うちその他											6	6	6	9
B. 漁業	4	13	36	113	57	170	79	246	108	326	124	404	129	423
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	15	2	17	2	15	2	16	1	15	1	14
D. 建設業	54	86	378	3,122	166	440	207	620	289	942	413	1,404	604	2,155
E. 製造業	389	2,395	118	396	528	3,738	556	4,157	599	4,939	639	5,781	667	7,009
うち食料品製造業	291	2,020	29	171	397	3,306	417	3,717	439	4,334	459	5,041	474	6,113
うち繊維工業	39	213	15	32	31	176	30	176	31	222	29	211	25	199
うち金属製品製造業	5	17	4	34	15	37	16	40	21	52	27	88	33	130
うち電気機械器具製造業	1	1	3	19	6	9	6	9	7	51	12	86	11	101
うち輸送用機械器具製造業	5	8	61	130	4	17	5	20	10	28	11	27	14	54
うち生産用機械器具製造業	5	25	3	7	4	35	8	22	7	22	7	21	7	23
うちその他	43	111	3	3	71	158	74	173	84	230	94	307	103	389
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	71	283	4	4	4	6	4	5	5	8	5	6
G. 情報通信業	33	89	62	151	71	335	75	359	80	379	96	441	110	491
H. 運輸業、郵便業	32	82	305	1,064	74	206	67	212	86	221	100	273	121	325
I. 卸売業、小売業	158	366	3	18	367	1,391	386	2,050	445	2,512	491	2,670	571	2,469
J. 金融業、保険業	2	5	39	245	8	28	10	32	13	42	13	41	10	33
K. 不動産業、物品賃貸業	23	75	70	106	35	134	41	179	54	209	71	346	85	473
L. 学術研究、専門・技術サービス業	33	52	261	1,236	78	112	82	130	102	184	110	237	113	270
M. 宿泊業、飲食サービス業	128	412	70	172	285	1,280	302	1,476	361	1,250	423	1,663	471	2,097
N. 生活関連サービス業、娯楽業	41	75	137	1,627	78	227	92	268	124	385	127	458	149	537
O. 教育、学習支援業	133	1,243	49	87	140	1,579	137	2,079	144	2,280	140	2,525	151	2,237
P. 医療、福祉	40	46	90	394	118	179	127	215	152	264	176	312	245	467
うち医療業	24	30	48	55	61	114	60	137	67	158	72	162	83	191
うち社会保険・社会福祉・介護事業	15	15	2	2	56	64	66	77	84	105	103	149	161	275
うちその他	1	1	40	337	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Q. 複合サービス事業	25	180	29	48	43	393	44	467	44	532	48	574	55	747
R. サービス業(他に分類されないもの)	59	219	243	658	143	340	163	428	198	574	219	734	267	1,010
うち職業紹介・労働者派遣業			57	201	42	108	51	185	59	241	66	277	85	425
うちその他の事業サービス業			34	49	62	182	69	180	86	242	95	352	111	431
うちその他			152	408	39	50	43	63	53	91	58	105	71	154
S. 公務(他に分類されるものを除く)	137	301	1	2	150	432	154	459	158	476	161	500	164	537
T. 分類不能の産業	4	5	0	0	0	0	2	10	1	17	0	0	0	0
総計	1,555	6,125	2,517	10,950	2,949	12,372	3,217	15,081	3,783	17,756	4,342	21,026	4,944	24,387

出所：北海道労働局（在留外国人統計2009年、2014年～2019年10月現在）

表-参考3.5：国籍別外国人労働者数の年推移（2009年，2014-19年）

	2009	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ベトナム		607	1,361	2,724	4,368	6,260	8,225
中国	4,008	7,115	7,062	7,344	7,304	7,408	7,322
フィリピン	278	522	662	828	1,066	1,326	1,606
韓国	222	503	536	619	759	869	917
インドネシア						336	492
ネパール		187	196	281	275	336	401
ブラジル	38	58	66	75	74	72	81
ペルー	11	30	30	31	33	30	39
G8+オーストラリア+ ニュージーランド*1	975	1,101	1,213	1,422	1,534	1,638	1,778
その他	593	1,076	1,246	1,757	2,343	2,751	3,526
総数	6,125	11,199	12,372	15,081	17,756	21,026	24,387

*1：2009年時は、G8からの外国人材のみで、オーストラリア、ニュージーランドは含まない。

出所：北海道労働局（在留外国人統計2009年、2014年～2019年10月現在）

表-参考3.6：国籍別外国人労働者（技術・人文知識・国際業務）数の年推移（2009年，2014-19年）

	2009		2014		2015		2016		2017		2018		2019	
	技術・人文知識・国際業務	(全在留資格中の技人国の割合)	技術・人文知識・国際業務	(全在留資格中の技人国の割合)	技術・人文知識・国際業務	(全在留資格中の技人国の割合)	技術・人文知識・国際業務	(全在留資格中の技人国の割合)	技術・人文知識・国際業務	(全在留資格中の技人国の割合)	技術・人文知識・国際業務	(全在留資格中の技人国の割合)	技術・人文知識・国際業務	(全在留資格中の技人国の割合)
中国	235	(5.9%)	509	(7.2%)	585	(8.3%)	696	(9.5%)	810	(11.1%)	819	(11.1%)	824	(11.3%)
ベトナム			37	(6.1%)	46	(3.4%)	79	(2.9%)	135	(3.1%)	237	(3.8%)	422	(5.1%)
韓国	27	(12.2%)	64	(12.7%)	84	(15.7%)	97	(15.7%)	179	(23.6%)	222	(25.5%)	261	(28.5%)
インドネシア											61	(18.2%)	86	(17.5%)
フィリピン	9	(3.2%)	12	(2.3%)	15	(2.3%)	17	(2.1%)	24	(2.3%)	40	(3.0%)	54	(3.4%)
ネパール			9	(4.8%)	8	(4.1%)	16	(5.7%)	18	(6.5%)	30	(8.9%)	39	(9.7%)
ブラジル	0	(0.0%)	2	(3.4%)	3	(4.5%)	3	(4.0%)	3	(4.1%)	3	(4.2%)	3	(3.7%)
ペルー	1	(9.1%)	1	(3.3%)	1	(3.3%)	1	(3.2%)	1	(3.0%)	1	(3.3%)	1	(2.6%)
G8+オーストラリア+ ニュージーランド*1	162	(16.6%)	171	(15.5%)	186	(15.3%)	222	(15.6%)	251	(16.4%)	289	(17.6%)	335	(18.8%)
その他	41	(6.9%)	95	(8.8%)	143	(11.5%)	248	(14.1%)	390	(16.6%)	515	(18.7%)	727	(20.6%)
総数	475	(7.8%)	900	(8.0%)	1071	(8.7%)	1379	(9.1%)	1811	(10.2%)	2217	(10.5%)	2752	(11.3%)

*1：2009年時は、G8からの外国人材のみで、オーストラリア、ニュージーランドは含まない。

出所：北海道労働局（在留外国人統計2009年、2014年～2019年10月現在）

表-参考3.7：国籍別外国人労働者（技能実習生）数の年推移（2009年，2014-19年）

	2009		2014		2015		2016		2017		2018		2019	
	技能実習生	(全在留資格中の技能実習生の割合)	技能実習生	(全在留資格中の技能実習生の割合)	技能実習生	(全在留資格中の技能実習生の割合)	技能実習生	(全在留資格中の技能実習生の割合)	技能実習生	(全在留資格中の技能実習生の割合)	技能実習生	(全在留資格中の技能実習生の割合)	技能実習生	(全在留資格中の技能実習生の割合)
ベトナム			393	(64.7%)	1,115	(81.9%)	2,378	(87.3%)	3,938	(90.2%)	5,507	(88.0%)	7,178	(87.3%)
中国	0	(0.0%)	4,225	(59.4%)	3,945	(55.9%)	3,600	(49.0%)	3,468	(47.5%)	3,323	(44.9%)	3,583	(48.9%)
フィリピン	0	(0.0%)	168	(32.2%)	251	(37.9%)	338	(40.8%)	475	(44.6%)	621	(46.8%)	798	(49.7%)
インドネシア											143	(42.6%)	274	(55.7%)
ネパール			6	(3.2%)	8	(4.1%)	8	(2.8%)	10	(3.6%)	17	(5.1%)	14	(3.5%)
韓国	0	(0.0%)	2	(0.4%)	5	(0.9%)	6	(1.0%)	4	(0.5%)	1	(0.1%)	1	(0.1%)
ブラジル	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
ペルー	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
G8+オーストラリア+ ニュージーランド*1	0	(0.0%)	2	(0.2%)	2	(0.2%)	2	(0.1%)	2	(0.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
その他	0	(0.0%)	180	(16.7%)	257	(20.6%)	417	(23.7%)	656	(28.0%)	745	(27.1%)	1,098	(31.1%)
総数	0	(0.0%)	4,976	(44.4%)	5,583	(45.1%)	6,749	(44.8%)	8,553	(48.2%)	10,357	(49.3%)	12,946	(53.1%)

*1：2009年時は、G8からの外国人材のみで、オーストラリア、ニュージーランドは含まない。

出所：北海道労働局（在留外国人統計2009年、2014年～2019年10月現在）

表-参考3.8：国籍別外国人労働者（留学生）数の年推移（2009年，2014-19年）

	2009		2014		2015		2016		2017		2018		2019	
	留学生	(全在留資格中の留学生の割合)	留学生	(全在留資格中の留学生の割合)	留学生	(全在留資格中の留学生の割合)	留学生	(全在留資格中の留学生の割合)	留学生	(全在留資格中の留学生の割合)	留学生	(全在留資格中の留学生の割合)	留学生	(全在留資格中の留学生の割合)
中国	664	(16.6%)	1,354	(19.0%)	1,430	(20.2%)	1,818	(24.8%)	1,843	(25.2%)	1,994	(26.9%)	1,617	(22.1%)
ベトナム			146	(24.1%)	164	(12.0%)	204	(7.5%)	190	(4.3%)	342	(5.5%)	364	(4.4%)
韓国	57	(25.7%)	126	(25.0%)	121	(22.6%)	151	(24.4%)	180	(23.7%)	201	(23.1%)	164	(17.9%)
ネパール			60	(32.1%)	50	(25.5%)	102	(36.3%)	83	(30.2%)	105	(31.3%)	147	(36.7%)
インドネシア											51	(15.2%)	46	(9.3%)
フィリピン	5	(1.8%)	16	(3.1%)	15	(2.3%)	17	(2.1%)	21	(2.0%)	22	(1.7%)	32	(2.0%)
ブラジル	5	(13.2%)	3	(5.2%)	3	(4.5%)	4	(5.3%)	5	(6.8%)	7	(9.7%)	5	(6.2%)
ペルー	3	(27.3%)	4	(13.3%)	2	(6.7%)	3	(9.7%)	5	(15.2%)	4	(13.3%)	4	(10.3%)
G8+オーストラリア+ ニュージーランド*1	20	(2.1%)	38	(3.5%)	42	(3.5%)	65	(4.6%)	74	(4.8%)	88	(5.4%)	80	(4.5%)
その他	170	(28.7%)	345	(32.1%)	345	(27.7%)	471	(26.8%)	547	(23.3%)	615	(22.4%)	563	(16.0%)
総数	924	(15.1%)	2,092	(18.7%)	2,172	(17.6%)	2,835	(18.8%)	2,948	(16.6%)	3,429	(16.3%)	3,022	(12.4%)

*1：2009年時は、G8からの外国人材のみで、オーストラリア、ニュージーランドは含まない。

出所：北海道労働局（在留外国人統計2009年、2014年～2019年10月現在）

表-参考3.9：国籍別外国人労働者（身分に基づく在留資格）数の年推移（2009年，2014-19年）

	2009		2014		2015		2016		2017		2018		2019	
	身分に基づく在留資格	(全在留資格中の身分に基づく在留資格の割合)	身分に基づく在留資格	(全在留資格中の身分に基づく在留資格の割合)	身分に基づく在留資格	(全在留資格中の身分に基づく在留資格の割合)	身分に基づく在留資格	(全在留資格中の身分に基づく在留資格の割合)	身分に基づく在留資格	(全在留資格中の身分に基づく在留資格の割合)	身分に基づく在留資格	(全在留資格中の身分に基づく在留資格の割合)	身分に基づく在留資格	(全在留資格中の身分に基づく在留資格の割合)
中国	288	(7.2%)	665	(9.3%)	755	(10.7%)	847	(11.5%)	775	(10.6%)	811	(10.9%)	857	(11.7%)
フィリピン	148	(53.2%)	275	(52.7%)	311	(47.0%)	353	(42.6%)	404	(37.9%)	476	(35.9%)	537	(33.4%)
韓国	65	(29.3%)	207	(41.2%)	224	(41.8%)	248	(40.1%)	280	(36.9%)	298	(34.3%)	334	(36.4%)
ブラジル	31	(81.6%)	49	(84.5%)	57	(86.4%)	65	(86.7%)	62	(83.8%)	59	(81.9%)	68	(84.0%)
インドネシア											40	(11.9%)	41	(8.3%)
ベトナム			23	(3.8%)	26	(1.9%)	22	(0.8%)	28	(0.6%)	31	(0.5%)	33	(0.4%)
ネパール			12	(6.4%)	13	(6.6%)	23	(8.2%)	19	(6.9%)	28	(8.3%)	32	(8.0%)
ペルー	7	(63.6%)	18	(60.0%)	20	(66.7%)	20	(64.5%)	20	(60.6%)	24	(80.0%)	31	(79.5%)
G8+オーストラリア+ ニュージーランド*1	343	(35.2%)	402	(36.5%)	444	(36.6%)	505	(35.5%)	529	(34.5%)	562	(34.3%)	596	(33.5%)
その他	120	(20.2%)	221	(20.5%)	265	(21.3%)	287	(16.3%)	315	(13.4%)	335	(12.2%)	367	(10.4%)
総数	1,002	(16.4%)	1,872	(16.7%)	2,115	(17.1%)	2,370	(15.7%)	2,432	(13.7%)	2,664	(12.7%)	2,896	(11.9%)

*1：2009年時は、G8からの外国人材のみで、オーストラリア、ニュージーランドは含まない。

出所：北海道労働局（在留外国人統計2009年、2014年～2019年10月現在）

参考4 外国人材の受入支援・多文化共生推進の取組支援事業とその概要

番号	実施官庁（管理団体）	事業名	形態
1	内閣府（交付担当省庁）	地方創生推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）	助成
2	法務省 出入国在留管理庁	外国人受入環境整備交付金	助成
3	厚生労働省	介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業	助成
4	厚生労働省	介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業	第三者への委託
5	厚生労働省	介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け	自治体への委託
6	厚生労働省	外国人介護人材受入支援事業	助成
7	文部科学省	外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業	委託
8	文部科学省	日本語指導アドバイザー派遣制度	文部科学省が実施
9	文化庁	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	自治体への委託
10	文化庁	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業（地域日本語教育スタートアッププログラム）	自治体への委託
11	文化庁	地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	助成
12	文化庁	日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業	助成
13	水産庁	外国人材受入れ環境整備事業（「漁業に関する事業」・「水産加工業に関する事業」）	助成
14	経済産業省	製造業における外国人材受入れ支援事業	委託
15	北海道経済部労働政策局 雇用労政課	外国人材地域サポート促進事業（モデル地域支援）委託事業	委託
16	公益財団法人 北海道地域活動振興協会	まちづくり推進活動支援事業	助成
17	一般財団法人 自治体国際化協会	自治体国際協力促進事業（モデル事業）	助成
18	一般財団法人 自治体国際化協会	多文化共生研修助成金	助成
19	一般財団法人 自治体国際化協会	多文化共生のまちづくり促進事業	助成

(1)	地方創生推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金） (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html)
実施官庁 (管理団体)	内閣府（交付担当省庁）
実施期間	2015 年度より毎年度
予算	2019 年度 1,000 億円
事業内容	自治体の自主的・主体的な取組。先導的なものを支援する。国から地方公共団体への交付金により、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生（以下「地方創生」という。）に資する、地方公共団体による事業の効率的かつ効果的な実施を図る。支援対象となる事業のうち「地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業」において外国人材の活用に取り組むことが可能。
受益者（補助金 交付の対象となる 者、機関）	地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む））
その他特記事項	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく事業。地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力再生に資する取組を支援する。

(2)	外国人受入環境整備交付金 (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri02_00039.html)
実施官庁 (管理団体)	法務省出入国在留管理庁
実施期間	2020 年度募集期間：2020 年 3 月 9 日から 3 月 31 日まで 2020 年度対象期間：2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで
予算	2019 年度 10 億円
事業内容	在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援する。
受益者（補助金 交付の対象となる 者、機関）	特別区を含む都道府県及び市町村
その他特記事項	相談窓口は多言語対応とし、原則として 11 言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上。地域の実情に応じて、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語及びモンゴル語の 3 言語にも対応するよう努める。

(3)	介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業 (https://www.kaigotsuki-home.or.jp/storage/news/%E2%91%A6%EF%BC%88%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%89%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E4%BA%BA%E6%9D%90%E5%8F%97%E5%85%A5%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%A B%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf)
実施官庁 (管理団体)	厚生労働省
実施期間	単年度事業
予算	厚生労働省による地域医療介護総合確保基金を活用した「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組の 2018 年度予算 60 億円の一部として行う。
事業内容	意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能で、都道府県の委託を受けた団体（マッチング支援団体）に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。事業内容としては以下が想定される。 ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送出国において留学希望者や特定技能等就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する。 ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う。 ③ 現地合同説明会等の開催
受益者（補助金交付の対象となる者、機関）	都道府県（マッチング支援団体）
その他特記事項	介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業の創設【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

(4)	介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205164.html)
実施官庁 (管理団体)	厚生労働省 (公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が実施)
実施期間	単年度予算
予算	2018 年度 1.3 億円
事業内容	介護現場における専門人材として活躍が期待される外国人留学生等の実態把握を行うとともに、外国人留学生等が抱える課題に対する相談支援や日常生活面における支援を実施する体制を整備することにより、外国人留学生が円滑に学習・就労等を行うことができるよう支援することを目的とする。相談支援センターで相談を受け付け、必要に応じて地域ごとに設けた支部で支援を行う。
受益者（補助金交付の対象となる者、機関）	外国人留学生、外国人留学生として介護福祉士養成施設を卒業した者、介護福祉士養成施設、外国人介護人材を受け入れている介護施設等
その他特記事項	なし

(5)	介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け (https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000496709.pdf)
実施官庁 (管理団体)	厚生労働省
実施期間	単年度
予算	2018 年度 14 億円、2018 年度二次補正 4.2 億円
事業内容	介護福祉士を目指す外国人留学生が養成施設で修学する際に必要な費用等について貸付を行う。貸付額（上限額）は以下のとおり。 ① 学費 5 万円（月額） ② 入学準備金 20 万円（初回のみ） ③ 就職準備金 20 万円（最終回に限る） ④ 国家試験受験対策費用（年額）4 万円
委託事業実施者	都道府県又は都道府県が適当と認める団体
その他特記事項	介護福祉士養成施設を卒業し、資格を獲得後 5 年間、介護の仕事に継続して従事した場合、借り受けた修学資金等の返済は全額免除

(6)	外国人介護人材受入支援事業 (https://www.kaigotsuki-home.or.jp/storage/news/%E2%91%A6%EF%BC%88%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%89%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E4%BA%BA%E6%9D%90%E5%8F%97%E5%85%A5%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf)
実施官庁 (管理団体)	厚生労働省
実施期間	不明
予算	不明
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護職種における技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施するために必要な経費に対して助成する。 本事業は集合研修を実施することが基本であるが、技能実習生や特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、各地域の実情に沿う方法により研修を実施することも可能。
受益者（補助金 交付の対象となる 者、機関）	都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた民間団体
その他特記事項	なし

(7)	外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業 (http://www.nkg.or.jp/news/9671) (https://mo-mo-pro.com/document)
実施官庁 (管理団体)	文部科学省
実施期間	2017年度から2019年度
予算	不明
事業内容	学校における外国人児童生徒等への教育を担う教員・支援員の専門的能力の育成のため、教員養成学部等の課程・現職教員研修を通じた体系的なモデルプログラムを開発する。研修とセミナーを企画して参加者を募集し成果をシンポジウムで報告する。
受益者（補助金 交付の対象となる者、機関）	公益社団法人日本語教育学会が受託、実施
その他特記事項	日本語教育学会の事業計画書は以下を参照。 http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/09/2017momopro.pdf

(8)	日本語指導アドバイザー派遣制度 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm)
実施官庁 (管理団体)	文部科学省
実施期間	2019年5月29日から2020年3月31日（単年度）
助成金額	アドバイザーの派遣に要する経費は無料
事業内容	日本語指導アドバイザー（文部科学省に選定された9名の学識経験者）を文部科学省が委嘱し、自治体の研修開催の際に講師を派遣する。アドバイザーの具体的な業務は以下の通り。 ① 自治体において実施する外国人児童生徒等教育の施策に対する助言 ② 自治体が発行する外国人児童生徒等教育に関する教員研修の講師 ③ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施に対する助言 ④ 大学において外国人児童生徒等教育を担う教員の養成を行うための助言
受益者（補助金 交付の対象となる者、機関）	地方公共団体、大学、他
その他特記事項	派遣の流れについては、以下を参照。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/_icsFiles/afieldfile/2019/07/29/1418999_01.pdf

(9)	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/)
実施官庁 (管理団体)	文化庁
実施期間	外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発として平成19年度より実施 単年度予算
予算	2019年度 4,600万円
事業内容	日本国内に定住している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地域の先進的または広域的な優れた取組を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域日本語教育実践プログラム (A) : 日本語教育の実施と日本語教育を行う人材育成に関する支援 ・ 地域日本語教育実践プログラム (B) : 日本語教育を行うための体制の整備や関係団体・住民との連携に関わる支援
受益者(補助金交付の対象となる者、機関)	① 都道府県又は市区町村(それぞれ教育委員会を含む) ② 法人格を有する団体 ③ 法人格を有しないが、次の(1)から(5)の要件を全て満たしている団体 : (1)定款又は寄附行為に類する規約等を有する、(2)団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有する、(3)自ら経理し、監査する等会計組織を有する、(4)団体の活動の本拠として事務所を有する、(5)団体の収支を記録した会計帳簿を作成している。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域日本語教育実践プログラム (A) については、過去の地域日本語教育実践プログラムに採択されたことがある場合を除き、都道府県・政令指定都市は応募ができない。 ・ 地域日本語教育実践プログラム (B) については、過去の地域日本語教育実践プログラム (A) 又は (B) に採択された団体のみ応募が可能。

(10)	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 (地域日本語教育スタートアッププログラム) (https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha_startup_program/index.html)
実施官庁 (管理団体)	文化庁
実施期間	2016年度より実施、単年度予算
予算	2019年度 1.4億円 ※「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業全体での予算額
事業内容	「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない地域の地方公共団体に対し、地域日本語教育の専門家を派遣することにより日本語教室設置に向け支援する。原則として3年継続を想定している。
受益者(補助金交付の対象となる者、機関)	都道府県、市区町村、市区町村単独又は複数の市区町村による実行委員会、要件に該当する国際交流協会 ([1]都道府県・市区町村が設立したもの、[2]都道府県・市区町村が事務局を務めているもの、[3]都道府県・市区町村の施設の指定管理業務を行う法人及び団体)

その他特記事項	本プログラムは「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業の一部である。「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業は次の三つの取組みで構成される。①地域日本語教育スタートアッププログラム、②ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・提供、③空白地域解消推進協議会の開催
---------	--

(11)	地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiiकिनhongokyoiku/r02_boshu/index.html)
実施官庁 (管理団体)	文化庁 (株式会社文化科学研究所に委託、同研究所が募集受付を行う。)
実施期間	受付期間：2020年1月24日まで 事業期間：交付決定の通知日から2021年3月10日まで
予算	2019年度4.97億円
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実態調査や実施計画策定のための経費を補助（プログラムA）。 ・ 地方公共団体における総合的な体制づくりのため、司令塔となる人材の確保や日本語教室運営などの経費を補助（プログラムB）。
受益者（補助金交付の対象となる者、機関）	都道府県、政令指定都市、都道府県又は政令指定都市が指定した、あるいは総務省が認定する地域国際化協会
その他特記事項	地域国際化協会を有さない都道府県又は政令指定都市については、条件を満たす法人・行政機関を指定し、補助事業者とすることができる

(12)	日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoiku_jinzaiyosei/)
実施官庁 (管理団体)	文化庁
実施期間	2020年5月初旬（若しくは予算成立後）から2021年3月19日
予算	2019年度6,300万円 事業経費の上限額：日本語教師の養成カリキュラム開発600万円、日本語教育人材の研修カリキュラム開発450万円（1事業当たりの上限。複数年実施でも上限は同じ）
事業内容	日本語教師養成プログラムと現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施を行う。
受益者（補助金交付の対象となる者、機関）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県又は市区町村（それぞれ教育委員会を含む。） (2) 法人格を有する団体 (3) 法人格を有しないが、次の①から⑤の要件を全て満たしている団体：① 定款又は寄附行為に類する規約等を有する、② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有する、③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有する、④ 団体の活動の本拠としての事務所を有する、⑤ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成している
その他特記事項	なし

(13)	外国人材受入れ環境整備事業（「漁業に関する事業」・「水産加工業に関する事業」） (http://www.suisankai.or.jp/topics/topics19/topics283.pdf)
実施官庁 (管理団体)	水産庁 (大日本水産会が水産庁からの委託を受けて補助事業を実施)
実施期間	2019年7月16日から2020年2月28日
予算	2019年度11.34億円 ※漁業人材育成総合支援事業全体での予算額
事業内容	水産業に従事する技能実習生等の外国人材を、地域社会に円滑に受け入れ、共生を図るための以下の環境整備事業を支援する。 ① 苦情相談窓口の運営 ② 生活ガイダンス等の実施
受益者（補助金 交付の対象となる者、機関）	外国人を受け入れている経営体等が所属する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会その他漁業及び水産加工業の関係団体又は外国人材受入れ環境整備事業運営協議会が適当と認める者
その他特記事項	なし

(14)	製造業における外国人材受入れ支援事業 (https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/pr/ip/seizou_03.pdf)
実施官庁 (管理団体)	経済産業省
実施期間	2019年から2023年 実施期間中に体制を立ち上げ、以降は、事業実施団体が独自の財源を確保するなどして、事業を継続することを目指す。
予算	2020年度予算案額2.5億円
事業内容	① 外国人材の技能水準確保のために次の取組を行う：(1)相談窓口の運営、(2)受入れ企業に対するセミナーや研修の開催、(3)「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の運営（マッチング支援の検討を含む） ② 外国人材の受入支援のために次の取組を行う：(1)試験問題の作成及び翻訳、(2)海外での試験実施
受益者（補助金 交付の対象となる者、機関）	民間企業等
その他特記事項	本事業の対象は素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の製造業3分野。

(15)	外国人材地域サポート促進事業（モデル地域支援）委託事業 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gaikokujinzai.htm)
実施官庁 （管理団体）	北海道経済部労働政策局雇用労政課
実施期間	2020年3月13日まで（単年度）
予算	728.2万円
事業内容	石狩振興局、留萌振興局、オホーツク振興局あるいは根室振興局において、外国人材の受入に取り組む意欲があり、他のモデルとなる地域を対象に、地域の関係者が連携してコーディネーターを派遣し、地域の関係者による協議会の設置や外国人向け支援メニューの作成や実施を支援する。
受益者（補助金 交付の対象となる 者、機関）	企画提案指示書の条件をすべて満たす単体法人又は複数法人による連 合体（コンソーシアム）
その他特記事項	公募型、企画提案指示書は以下を参照。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shijisho0827.pdf

(16)	まちづくり推進活動支援事業 (http://www.fureaizaidan.or.jp/foundation/Business/H30/H30business.php)
実施官庁 （管理団体）	公益財団法人北海道地域活動振興協会
実施期間	2019年4月1日から2020年3月13日（単年度）
助成金額	助成件数は14団体程度とし、助成金額は一件につき25万円を限度と する。合計4,600万円
事業内容	行政とのパートナーシップにより、住みよい地域社会の創造などを進 める地域活動団体等を支援し、道内各地域において活力あるまちづく り活動の振興を図るための助成金を交付する。
受益者（補助金 交付の対象とな る者、機関）	道内に住所又は活動の本拠を有し、道内で地域活動などを1年以上継 続して実施している団体を対象とし、次のいずれかに当てはまるもの は対象としない：①地方公共団体及びこれに準ずる団体、②営利や政 治、宗教を目的としている団体、③定められた期限内に所轄庁へ事業 報告書等を未提出の特定非営利活動法。
その他特記事項	なし

(17)	自治体国際協力促進事業（モデル事業） (http://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/)
実施官庁 (管理団体)	一般財団法人自治体国際化協会 CLAIR
実施期間 / 助成期間	・2010年度より毎年度実施 ・原則1年間
助成金額	・単独事業：助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき上限300万円 ・共同事業：助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき上限500万円（複数の団体間で共同して行う場合）
事業内容	地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、支援・周知する
受益者（補助金交付の対象となる者、機関）	① 地方自治体（複数の地方自治体が共同で事業を行うことも可能） ② 地域国際化協会 ③ ①または②と連携するNGO
その他特記事項	地方自治体等が共同で行う事業、地方自治体等が国際機関と協働して行う事業および地方自治体等とNGOが協働して行う事業については、優先的に採択する。

(18)	多文化共生研修助成金 (http://www.clair.or.jp/j/multiculture/jiam/) (http://www.clair.or.jp/j/multiculture/docs/oshirase.pdf)
実施官庁 (管理団体)	一般財団法人自治体国際化協会 CLAIR
実施期間 / 助成期間	随時
助成金額	交通費の一部支給
事業内容	公益財団法人全国市町村研修財団全国市町村国際文化研修所（JIAM）および市町村職員中央研修所（JAMP）と共催して実施する多文化共生研修に職員を受講させる団体に対し、研修を受講することに伴う交通費の一部を助成する。所定の研修を受けたものは多文化共生マネージャー（タブマネ）として認定を受けることができる。
受益者（補助金交付の対象となる者、機関）	多文化共生研修を受講する職員の属する次の団体：①地域国際化協会、②市町村（特別区を含む）の国際交流協会、③地方公共団体や地域国際化協会と協働して多文化共生等の事業展開に取り組むNPO又はNGOで、地方公共団体又は地域国際化協会から推薦を受けた団体
その他特記事項	対象となる研修は下記のとおり： (http://www.clair.or.jp/j/multiculture/jiam/)

(19)	多文化共生のまちづくり促進事業実 (http://www.clair.or.jp/j/multiculture/kokusai/page_8.html)
実施官庁 (管理団体)	一般財団法人自治体国際化協会 CLAIR
実施期間 / 助成期間	2013 年度より実施
助成金額	助成金は、単年度ごとに、モデル事業の実施に要する経費の総額以内の額で次の金額を限度とする。 ・都道府県・指定都市では1団体あたり400万円、指定都市を除く市区町村・地域国際化協会・NPO法人等では、1団体あたり300万円 ・複数の地方自治体等が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業につき400万円
事業内容	多文化共生施策に要する経費について助成する。
受益者（補助金交付の対象となる者、機関）	① 地方自治体（都道府県、市区町村） ② 地域国際化協会（総務大臣の認定を受けた地域国際化協会） ③ NPO法人等
その他特記事項	2020年度の実施要領は以下を参照： (http://www.clair.or.jp/j/multiculture/docs/01_gaiyou.pdf)

参考5 技能実習制度、特定技能、高度人材の違い

日本では、外国人が日本に在留し活動するために許可取得が必要な在留資格が29種類存在する¹。事業者が外国人材を受け入れる場合に頻りに用いられる在留資格として「高度専門職」、「技術・人文知識・国際業務」、「特定活動」、「特定技能」、「技能実習」が挙げられるが、その中でも「特定活動」²以外の、利用頻度が多い在留資格について比較したものを以下の表5.1に示す。

表-参考5.1：外国人材受入れに用いられる主な在留資格の比較

	高度専門職	技術・人文知識・国際業務	特定技能	技能実習
想定される人材	日本の大学院を修了した留学生	日本・海外の大学の学部課程卒業生	技能実習2号修了者、日本語および技能試験合格者（人材確保が困難な産業分野において一定の専門性・技能を有し、即戦力となる人材）	技能実習生（人材育成を通じた開発途上国への技能、技術、知識の移転による国際協力の推進）
業務内容	自然科学・人文科学の知識・技術を要する業務等	自然科学・人文科学の知識・技術を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務	相当程度の知識または経験を必要とし、技能を要する業務 【1号】 14 特定産業分野 【2号】 2 特定産業分野	技能を要する業務等 【1号】 職種・作業の定めなし 【2号】 82 職種 146 作業 【3号】 74 職種 130 作業
転職	○	○	○ ³	×
家族帯同	配偶者・子供・親	配偶者・子供	【1号】不可 【2号】配偶者・子供	不可
在留期間	【1号】5年 【2号】無制限	5年、3年、1年 または3カ月	【1号】1年、6カ月、4カ月 【2号】3年、1年、6カ月	【1号】1年以下 【2号・3号】2年以下
在留資格の更新	【1号】可能 【2号】-	可能	【1号】通算5年まで可能 【2号】可能	【1号】1年を超えない範囲で可能 【2号・3号】2年を超えない範囲で可能
在留期間の上限	無	無	【1号】通算5年 【2号】無	1号から3号までを通して通算5年
総数（2019年6月末時点） ⁴	13,038	256,414	1,621 ⁵ (2019年4月から5年間で34万人受入見込)	367,709

出所：杉田昌平（2019）「外国人材受入れガイドブック」をもとに調査団作成

¹ 入国管理局 在留資格一覧表 <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.pdf>

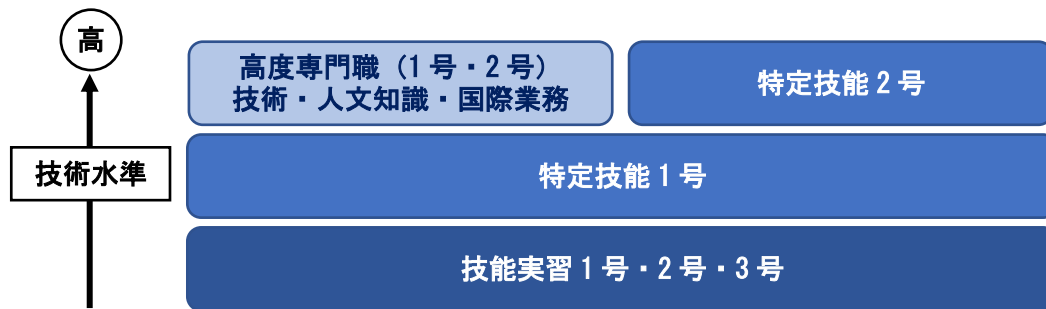
² 「特定活動」はそれを除く28種類のいずれの在留資格にも該当しない活動を行う外国人の上陸・在留許可を認める必要が生じた場合に用いられており、実務上はEPA（経済連携協定）に基づく看護師・介護福祉士候補者、インターンシップ、卒業後1年目の就職活動を行う留学生の在留等のために用いられている。

³ 同一の業務区分内または技能水準の共通性が確認されている業務区分間において認められる

⁴ 法務省在留外国人統計（2019年6月末時点）http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html

⁵ 法務省各四半期末の特定技能在留外国人数（2019年12月末時点）http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00215.html

技術水準に基づいた各在留資格の位置付けを以下の図-参考 5.1 に示す。日本ではこれまで専門的・技術的分野において「高度専門職」、「技術・人文知識・国際業務」等の活動を行う高度外国人材を受入れてきた。また国際協力の推進という目的で、実質的に産業の現場を支える外国人材を技能実習生として受入れてきた。2019年4月から新たに設けられた「特定技能1号」は、特定の産業分野において技能実習と高度外国人材の中間に位置する在留資格と位置付けられる。



出所：杉田昌平（2019）「外国人材受入れガイドブック」

図-参考 5.1：在留資格の位置付け

各在留資格の種類ごとの活動内容や資格を取得するための該当基準は「出入国管理及び難民認定法⁶（入管法）」および「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律⁷（技能実習法）」によって規定されている。「高度専門職」、「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、「技能実習」、それぞれの活動内容と該当基準を以下に述べる。

1. 高度専門職

1) 在留資格の種類と活動内容

入管法の別表第一の二に基づく「高度専門職」の活動内容は以下のとおりである。

在留資格	活動内容
高度専門職1号(イ)	研究、研究指導、教育、または関連事業を自ら経営する活動（高度学術研究活動）
高度専門職1号(ロ)	自然・人文科学の知識・技術を要する活動および関連事業を自ら経営する活動（高度専門・技術活動）
高度専門職1号(ハ)	貿易その他の事業経営・事業管理および関連事業を自ら経営する活動（高度経営・管理活動）
高度専門職2号	高度専門職1号の活動を行った者で、その在留が日本の利益に資する者

⁶ 出入国管理及び難民認定法（入管法）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326CO0000000319#1801

⁷ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/428AC0000000089_20171101_00000000000000/0?revIndex=1&lawId=428AC0000000089

2) 在留資格の該当基準

「入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令⁸（高度専門職省令）」に基づく「高度専門職」の該当基準は以下のとおりである。

在留資格	該当基準
高度専門職 1号(イ)	学歴、職歴、年収、年齢、日本語能力等の項目に関するポイントが合計 70 点以上であること
高度専門職 1号(ロ) および(ハ)	学歴、職歴、年収、年齢、日本語能力等の項目に関するポイントが合計 70 点以上であること、および所属機関からの報酬が年額 300 万円以上であること
高度専門職 2号	高度専門職 1号として 3 年以上在留した場合で他の要件を満たすもの

2. 技術・人文知識・国際業務

1) 在留資格の種類と活動内容

入管法の別表第一の二に基づく「技術・人文知識・国際業務」の活動内容は以下のとおりである。対象となるのは一定水準以上の技術を要する業務であり、現場作業を主たる目的とするものは認められない。

在留資格	活動内容
技術	理学、工学、その他の自然科学分野の技術もしくは知識を要する業務
人文知識	法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野の技術もしくは知識を要する業務
国際業務	外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務

2) 在留資格の該当基準

「入管法第七条第一項第二号の基準を定める省令⁹（上陸基準省令）」に基づく「技術・人文知識・国際業務」の該当基準は以下のとおりである。

在留資格	該当基準
技術・人文知識	<p>【学歴・職歴要件】以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する科目を専攻して大学を卒業、または同等以上の教育を受けたこと ・関連する科目を専攻して日本の専修学校の専門課程を修了したこと ・10 年以上の実務経験を有すること <p>【報酬要件】日本人と同等額以上の報酬を受けること</p>
国際業務	<p>【業務該当性】翻訳、通訳、語学指導、広報、宣伝、海外取引、服飾、室内装飾に係るデザイン、商品開発、その他これらに類似する業務に該当すること</p> <p>【職歴要件】3 年以上の実務経験を有すること</p> <p>【報酬要件】日本人と同等額以上の報酬を受けること</p>

⁸ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（高度専門職省令）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=426M60000010037

⁹ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（上陸基準省令）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=402M50000010016

3. 特定技能

1) 在留資格の種類と活動内容

入管法の別表第一の二に基づく「特定技能」の活動内容は以下のとおりである。表 2 に「特定技能 1 号」の特定産業分野 14 分野¹⁰について、分野別の受入人数見込¹¹と「特定技能 2 号」への移行可否を示す。

在留資格	活動内容
特定技能 1 号	特定産業分野で相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務
特定技能 2 号	特定産業分野で熟練した技能を要する業務

表 2. 特定産業分野（特定技能 1 号）

産業分野	受入人数見込 (2019 年 4 月から 5 年間)	特定技能 2 号への移行
1. 介護	60,000	×
2. ビルクリーニング	37,000	×
3. 素形材産業	21,500	×
4. 産業機械製造業	5,250	×
5. 電気・電子情報関連産業	4,700	×
6. 建設	40,000	○
7. 造船・船用工業	13,000	○
8. 自動車整備	7,000	×
9. 航空	2,200	×
10. 宿泊	22,000	×
11. 農業	36,500	×
12. 漁業	9,000	×
13. 飲食料品製造業	34,000	×
14. 外食業	53,000	×
合計	345,150	

2) 在留資格の該当基準

上陸基準省令に基づく「特定技能」の該当基準は以下のとおりである。

在留資格	該当基準
特定技能 1 号	1) 18 歳以上であること 2) 健康状態が良好であること 3) 知識または技能の試験等に合格していること 4) 日本語能力の試験等に合格していること ※3)、4)については技能実習 2 号を良好に修了したものには適用されない
特定技能 2 号	1) 18 歳以上であること 2) 健康状態が良好であること 3) 知識または技能の試験等に合格していること

¹⁰ 「出入国管理及び難民認定法（入管法）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」にて規定

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=431M60000010006

¹¹ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）」に記載

<http://www.moj.go.jp/content/001315471.pdf>

4. 技能実習

1) 在留資格の種類と活動内容

入管法の別表第一の二に基づく「技能実習」の活動内容は以下のとおりである。技能実習1号には職種・作業について定めはないが、技能実習2号・3号は職種・作業について制限が「技能実習法施行規則¹²⁾」の別表第二に規定されている。2020年2月25日現在の対象職種・作業は2号が82職種146作業、3号が74職種130作業となっている¹³⁾。

在留資格	活動内容
技能実習1号	技能実習計画に基づいて講習を受講および技能等に係る業務に従事する活動
技能実習2号・3号	技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

2) 在留資格の該当基準

上陸基準省令に基づく「技能実習」の該当基準は「本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（技能実習法第八条第一項に規定）について、同項の認定がされていること」であり、同法第九条に基づく技能実習計画の該当基準は以下のとおりである。

在留資格	該当基準
技能実習1号・2号・3号	<ol style="list-style-type: none"> 1) 修得をさせる技能等が技能実習生の本国において修得困難であること 2) 技能実習の目標・内容が技能実習の区分に応じた基準に適合していること 3) 技能実習の期間が1号は1年以内、2号・3号は2年以内であること 4) 2号の場合は1号の、3号の場合は2号の技能実習計画において定めた技能検定または技能実習評価試験の合格に係る目標が達成されていること 5) 技能実習修了までに、修得した技能等の評価を定められた方法で評価すること 6) 技能実習を行う体制および事業所の設備が基準に適合していること 7) 技能実習を行わせる事業所ごとに、実施責任者が選任されていること 8) 監理団体型技能実習の場合は、実習実施者が監理団体による実習監理を受けること 9) 技能実習生の報酬が日本人と同等額以上であり、その他待遇が基準に適合していること 10) 3号の場合は実習実施者の技能を修得させる能力が高い水準を満たすものとして基準に適合していること 11) 実習実施者が同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が定められた数を超えないこと

3) 特定技能への移行

一定の職種・作業における2号技能実習を修了した者は「特定技能1号」の関連する産業分野¹⁴⁾への在留資格の移行が可能である。

¹²⁾ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）施行規則
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428M60000110003

¹³⁾ 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（2020年2月25日時点）
<https://www.otit.go.jp/files/user/200225-3.pdf>

¹⁴⁾ 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（出入国在留管理庁）
<http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf>

参考 6 北海道内企業の調査結果

6.1 調査概要

過去に JICA の民間連携事業を実施した道内企業に対し、アンケート調査、ヒアリング等を行い、事業終了後の海外展開の進捗状況、人材確保状況、外国人材受入状況、外国人材受入に向けた課題などを明らかにし、支援・貢献メニュー検討の参考にすることを目的として調査を実施した。調査対象は道内における JICA 民間連携事業の採択企業 17 社で、2019 年 11 月 15 日に電子メール添付のアンケート用紙を送付、回収した。回収後電話もしくはメールで詳細情報を入手した。1 社のみ 11 月 25 日に訪問・面談し、事業の現状と外国人雇用について聞き取りをした。

6.2 調査結果

17 社中 14 社からアンケートを回収した。3 社からは返送がなく、電話でもコンタクトできなかった。この 14 社に電話をしたが、うち 2 社はつながらず、12 社から聞き取りをした。よって、訪問した 1 社を加え 15 社を報告対象とする。

(1) JICA 連携事業参加後のビジネスモデル・海外展開の実施状況

JICA 民間連携事業のビジネスモデルあるいは海外展開事業計画案を現在も実施している企業は 15 社中 10 社 (66.7%、ただし 1 社は撤退予定)、実施していないのは 5 社 (33.3%) であり、約 3 分の 2 の企業が事業を継続している。継続している企業のうち、約半数が普及・実証・ビジネス化事業に取り組んでいる (「普及・実証への変更を検討中」: 1 社、「普及・実証の応札中」: 2 社、「普及・実証の契約交渉中」: 1 社)。2 社は現地でビジネスが進行している、または海外展開のための営業を実施しているが、それほど進んでいない。残り 2 社については詳細は不明である。

ビジネスモデル/事業計画に何か変更があるかという問いに対し 1 社がありと回答しているが、その変更内容は「当初検討していた『案件化調査』から『普及・実証事業・ビジネス化事業』への変更」ということであり、事業を継続している場合はビジネスモデルには変更はないと言える。

事業を継続していない 5 社中、2 社はそれぞれの事情による資金繰りの難しさから、1 社は対象国の安全上の理由から事業継続を断念している。撤退予定の会社は、人材配置計画に大きな狂いが生じ、販売計画が全くの白紙に戻ったためということであった。3 社は JICA

連携事業活用の難しさに言及している。その他、相手国経済状況の変化も事業継続に大きな影響を与えている（ナイジェリア・モザンビークなど）。

(2) 現地法人の設立など現地での人材活用状況

現地法人を設立しているのは 15 社中 2 社のみである。

表-参考 6.1 : 現地での人材活用状況 (2 例)

I 社	
① 現地法人の業務内容	不動産販売開発、観光、コンサルティング
② 駐在邦人の数	0 名
③ 現地人材の雇用状況	人数：(2 名)、うち (男性 1 名：女性 1 名)
④ 現地人材の主な業務内容	不動産管理、経理、不動産販売
⑤ 技術移転の内容	寒冷地建築技術、壁式 RC 建設技術
⑥ 技術移転の方法	実際の建設工場の現場監督に日本人技術者を派遣し、1 2 か月指導・監督
P 社	
① 現地法人の業務内容	マーケティング、データ処理
② 駐在邦人の数	1 名
③ 現地人材の雇用状況	人数：(8 名)、うち (男性 5 名：女性 3 名)
④ 現地人材の主な業務内容	マーケティング、データ処理
⑤ 技術移転の内容	モバイルマッピングシステムの撮影やデータ処理に関するオペレーション技術
⑥ 技術移転の方法	OJT により実践を通してレクチャー

C 社は現地人材を採用予定で具体的な手続き等を確認中である。E 社は将来的に現地人材を雇用した場合は、現地で販売展開する自社製品のメンテナンスに関する技術移転をしたいと考えている。その場合、現地に社員 1 名をスーパーバイザーとして一定期間 (1 カ月程度) 派遣し、短期集中の指導を実施することを想定している。B 社は現地採用について情報収集中である。

(3) 外国人材の受入状況

日本国内で外国人材を活用している企業は、回答があった 15 社中 5 社 (33.3%) である。4 社で外国人材を社員として採用し、1 社が技能実習生として受け入れている。現在受け入れていない企業の中にも、今後積極的に受入を検討したいとする企業が 3 社あった。

高度外国人材としては、E 社が 6 名 (中国人男性 2 名、中国人女性 2 名、ロシア人男性 1

名、韓国人女性1名)、I社が1名(中国人男性)、K社が1名(中国人男性)、Q社が1名(パキスタン人男性)を雇用している。K社男性は幹部としての採用である。職種は多岐に亘る¹。I社の中国人男性は日本に帰化している。

表-参考 6.2: 高度外国人材受入企業と外国人社員概要

会社	事業及び参加年	事業の実施状況	事業対象地域	外国人材国籍	外国人材雇用理由
E	民間技術普及支援 2014-2015	実施中	中央アジア	ロシア、韓国、中国	ロシア人・韓国人社員は海外営業担当
I	案件化 2016-2017	中止	アフリカ	中国	海外企業との連携
K	普及・実証・ビジネス化 2015-2017	実施中	南アジア	中国	優秀な人材として(外国人であることが採用理由ではない)
Q	基礎調査 2014 (2019年9月案件化調査採択)	実施中	アフリカ	パキスタン	組織の活性化

表-参考 6.2 は、高度外国人材を受け入れている企業の民間連携事業の参加・事業の実施状況・外国人材について概要をまとめたものである。これら4社中3社が受け入れている外国人材は、民間連携事業の対象地と関係のない国籍の人材である。I社の場合は英語が堪能な中国人を海外企業との連携にあたらせている。なお、I社は対象国の財務状況の悪化から民間連携事業を中止している。

一方、ロシア人人材1人を海外営業担当として雇用しているE社は、中央アジアの2カ国を対象とした民間連携事業を継続している。よって、ロシア人材が当該事業対象国との営業活動に携わっていると考えられる。E社は2014年から2015年にかけて民間技術普及支援事業に参加し、現在は普及・実証事業・ビジネス化支援事業への参加を検討しているなど、当該事業を民間連携事業参加時点からすでに数年間継続している。調査対象企業のうち、他の民間連携事業を継続している企業の多くが、比較的最近実証事業を終えた企業であるのとは対照的である。よって、当該国と長期にわたるビジネス関係があり、さらに当該国の事情などの知識を必要とするポジション(この場合は海外営業)の人材の必要性が、外国人材の雇用につながっているものと思われる。

サンプル数が限られているので断定はできないが、民間連携事業参加を契機として海外事業を展開することが、国内の外国人材需要、ひいては雇用につながる可能性はあると言え

¹ 海外向け営業事務、経営企画、品質管理、財務・経理、購買・調達、アプリケーション開発、維持管理業務、経営管理

よう。ただし、どの参加企業でもというわけではなく、海外事業の継続期間、必要とされる人材や職務、企業の方針等、種々の要因が影響すると思われる。

上記4社によると、高度外国人材の利点は、人材の母国の言語、経済・文化に関する知識を活用し、現地取引先との意思疎通を容易にすることによって、事業活動範囲を拡大できること（E社）、英語による海外企業との交渉が可能（I社）、組織の活性化（Q社）である。K社については、外国人材だからというより、当該人材の考え方が同年代の日本人より成熟しており、中国の競争社会を生き抜いてきた精神的な強さを有していることを評価している。

技能実習生を受け入れているL社は、就業期間が短期であること、複数の実習生間の人間関係が難しいこと、雇用側に様々な費用負担があること等から困難を感じており、日本在住者を雇用した方がいいと考えている。

また、外国人材受入にあたっては幾つか課題もある。一つは外国人材採用チャンネルである。例えば、E社は、新卒採用は大学、中途採用はハローワークを主な採用チャンネルにしているため、外国籍人材に特化した採用チャンネルがない。道内で働きたい外国人材を対象にした企業説明会や、外国人材採用の成功例の情報共有などが有効と考えられる。二点目は、日本語でのコミュニケーションである。E社も、社内に言葉の壁があることが人材の選択肢を狭めていると指摘している。F社は日本語能力やスキルが不透明で、何をしてもらうのかが決められないので外国人採用は予定していないということであった。三点目として、外国人材に対しては、業務・生活面で一定の支援が必要になることである。H社は、外国人材採用に関心はあるものの、言語に加え、住居等、生活面で支援することに不安を感じ、外国人材の採用を躊躇している。

6.3 人材確保・外国人材受入の課題

以上から、外国人材活用に関する課題は以下2点にまとめられる。

(1) 優秀で各社のニーズにあった外国人材と出会う機会がない

外国人材をまだ受け入れていないが外国人材に関心ありと回答した7社のうち、今後の受入に積極的な企業は3社で、残り4社は否定的であった。外国人材活用に消極的な理由は言語の問題と良い人材を探す難しさなどである。すでに外国人材を6名採用し、さらに採用を進めたいという企業でも、人材を探すことが難しく適切なチャンネルが必要と考えている。優秀で各社のニーズにあった外国人材と出会う機会を設けることは外国人材活用促進につながると思われる。

(2) 外国人材を採用するための一層の制度・環境整備が必要

技能実習生を受け入れている企業が1社あったが、技能実習生は長期滞在できないこと、会社にとって経費の点でも指導の点でも負担が大きいことから、この企業は日本人を雇用した方がいいと考えている。外国人材を採用しやすいように制度が変わることを希望する会社もあった。

参考7 労働者送り出し制度概要（送出国別）

調査を行ったバングラデシュに加えて、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ラオスにおける労働者送り出しのための制度（技能実習制度）について以下にまとめた。

バングラデシュ		
技能実習生数	技能実習1号	38人（2019年、OTIT）
	技能実習2号	78人（2019年、OTIT）
	技能実習3号	1人（2019年、OTIT）
	総数	117人（2019年、OTIT）
主要業種	建設、機械・金属関係など	
認定監理団体数	27（うち一般監理事業24、特定監理事業3） （OTIT認定監理団体検索より、2020年2月21日現在）	
送出機関数	1,363（BMETウェブサイト） うち認定送出機関は26（この中には、MoEWOE傘下の労働力雇用訓練局（Bureau of Manpower, Employment and Training: BMET）とバングラデシュ海外雇用・サービス会社（Bangladesh Overseas Employment and Services Limited: BOESL）も含まれている。）	
管轄省庁名	<ul style="list-style-type: none"> 海外居住者福利厚生・海外雇用省（Ministry of Expatriates' Welfare & Overseas Employment: MoEWOE）労働力雇用訓練局（BMET） バングラデシュ海外雇用・サービス会社（BOESL） 	
海外人材派遣組合	バングラデシュ海外職業斡旋企業協会（Bangladesh Association of International Recruiting Agencies: BAIRA）	
二国間協力覚書の有無	有（2018年1月29日締結）	
海外人材派遣法令等	<ul style="list-style-type: none"> 海外雇用・移民法（Overseas Employment and Migration Act 2013: OEMA） 移民規則（Emigration Rules 2002） 職業紹介サービスに関する規則（Recruiting Agents Conduct and License Rules 2002） 労働者福利厚生基金規則（Wage Earners Welfare Fund: WEFW）Rules 2002） 	
募集から送り出しまでの期間	一例として4カ月以上	
派遣費用	<ul style="list-style-type: none"> BMETは2015年に一般監理事業（優良監理団体）の認可を受けた公益財団法人国際人材育成機構（アイム・ジャパン）と「バングラデシュ人技能実習生派遣に関する覚書（MoU）」を締結。BMETが送出機関となる場合、技能実習生は個人の費用負担なく送り出される。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国への労働者派遣の場合、受入人数や職種、期待される熟練度によって異なるが、送出機関への手数料は USD150～850 (BOESL の情報)。このほか、求職者は労働者福利厚生基金、労働者の情報・生体認証が含まれたスマートカード作成費、情報データベースへの入力料、査証申請料、航空賃を負担する。受入企業等がこれらの費用を負担する場合、労働者の負担はない。
特筆すべき事項	2018 年 3 月に外国人技能実習機構 (OTIT) のホームページに、二国間取決めに基づくバングラデシュ認定送出機関が公表された。二国間取決めによれば、2018 年 9 月 1 日以降は認定送出機関以外からの技能実習生の受入は認められなくなる。

ベトナム		
技能実習生数	技能実習 1 号	97,779 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 2 号	91,161 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 3 号	7,792 人 (2019 年、OTIT)
	総数	196,732 人 (2019 年、OTIT)
主要業種	建設 (23.0%)、食品加工 (20.6%)、機械・金属 (18.6%)	
認定監理団体数	1,748 (うち一般監理事業 1,114 (農業の扱いあり 634)、特定監理事業 578 (農業の扱いあり 244)) (OTIT 認定監理団体検索より、2019 年 12 月 19 日現在)	
送出機関数	342 (2019 年 9 月 6 日現在)	
管轄省庁名	労働・傷病兵・社会省 (Ministry of Labour, Invalid and Social Affairs: MOLISA) 海外労働管理局 (Department of Overseas Labour: DOLAB)	
海外人材派遣組合	ベトナム海外労働者派遣協会 (Vietnam Association of Manpower Supply: VAMAS)	
二国間協力覚書の有無	有 (2017 年 6 月 6 日締結)	
海外人材派遣法令等	契約に基づくベトナム人労働者の海外派遣法 (2006 年 11 月 29 日付け法律第 72/2006/QH11)	
募集から送り出しまでの期間	6 カ月～8 カ月	
派遣費用	法定費用 4,436 ドル (手数料 3,600 ドル、日本語 250 ドル、諸経費)	
特筆すべき事項	ベトナム政府は、悪質な送出機関やブローカー排除のためのホットライン開設や技能実習生を含む海外在住ベトナム人材のデータベース構築などの対策を講じているものの、日本におけるベトナム人技能実習生の犯罪、失踪、不法滞在率が各国の技能実習生の中でトップとなっている。	

フィリピン		
技能実習生数	技能実習 1 号	15,832 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 2 号	17,920 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 3 号	1,763 人 (2019 年、OTIT)
	総数	35,515 人 (2019 年、OTIT)
主要業種	機械・金属、建設、溶接、農業、食品製造など	
認定監理団体数	670 (うち一般監理事業 413、特定監理事業 257) (OTIT 認定監理団体検索より、2019 年 12 月 19 日現在)	
送出機関数	305	
管轄省庁名	フィリピン海外雇用庁 (Philippine Oversea Employment Agency: POEA)	
海外人材派遣組合	フィリピン技能実習送出機関協会 (Association of Philippine Licensed Agencies for Technical Internship Program: APLATIP)、フィリピン人日本雇用コンサルタント協会 (Japan Employment Provider of the Philippines and Consultants' Association: JEPPCA)	
二国間協力覚書の有無	有 (2019 年 3 月 19 日締結)	
海外人材派遣法令等	<ul style="list-style-type: none"> Revised POEA Rules and Regulations Governing the Recruitment and Employment of Landbased Overseas Filipino Workers of 2016 Guidelines on the Implementation of the Organization for the Technical Intern Training Program in Relation to the Technical Intern Training (TIT) of 08 February 2018 Clarification on Department Order No.188 Series of 2018 vis-à-vis POEA Memorandum Circular No. 13 Series of 2018 	
募集から送り出しまでの期間	最短で 6 カ月	
派遣費用	原則無料。ただし、研修中の寮費や食費は個人負担。	
特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 海外労働者輩出を国家政策としてきたフィリピンは、海外雇用庁 (POEA)、海外労働事務所 (Philippine Oversea Labour Office: POLO)、海外労働者福祉庁 (Overseas Workers Welfare Agency: OWWA) など、海外労働者に特化した政府機関を有し、彼らを保護する公的体制の整備状況は近隣諸国とは一線を画す。 ブローカー排除のため、法規上、海外派遣者に対しては、派遣費用を請求できないことになっている (すべて海外の受入企業負担)。 	

インドネシア		
技能実習生数	技能実習 1 号	16,075 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 2 号	14,781 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 3 号	1,044 人 (2019 年、OTIT)
	総数	31,900 人 (2019 年、OTIT)
主要業種	機械・金属 (22.7%)、建設 (18.1%)、農業 (10.5%)	
認定監理団体数	322 (うち一般監理事業 243、特定監理事業 79) (OTIT 認定監理団体検索より、2019 年 12 月 19 日現在)	
送出機関数	203 (2020 年 1 月 3 日公表の認定送出機関)	
管轄省庁名	労働省職業訓練・生産性向上総局実習開発局	
海外人材派遣組合	海外実習事業主催協議会 (Asosiasi Penyelenggara Pemagangan Luar Negeri: AP2LN) への加盟は任意で、約半数の送出機関が加盟	
二国間協力覚書の有無	有 (2019 年 6 月 25 日締結)	
海外人材派遣法令等	労働に関する法律 (法律 2003 年 13 号)	
募集から送り出しまでの期間	送り出しまでに 6 カ月程度	
派遣費用	AP2LN の相場で 40,000,000 ルピア (約 30 万円)	
特筆すべき事項	労働省と農業省が公的送出機関として技能実習生を送り出している。過去水産省も送り出していた。農業省は労働省から送出機関としての認証を受けている。	

ミャンマー		
技能実習生数	技能実習 1 号	5,641 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 2 号	4,742 人 (2019 年、OTIT)
	技能実習 3 号	332 人 (2019 年、OTIT)
	総数	10,715 人 (2019 年、OTIT)
主要業種	建設、繊維衣服、食品製造	
認定監理団体数	205 (うち一般監理事業 3、特定監理事業 202) (OTIT 認定監理団体検索より、2020 年 12 月 19 日現在)	
送出機関数	259	
管轄省庁名	労働・入国管理・人口省労働局 (Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar)	
海外人材派遣組合	ミャンマー海外人材派遣企業協会 (Myanmar Overseas Employment Agencies Federation: MOEAF)	
二国間協力覚書の有無	有 (2018 年 4 月 19 日締結)	
募集から送り出しまでの期間	6 カ月～8 カ月程度	
派遣費用	上限 2,800 ドル (手数料、諸経費を含む)	

海外人材派遣法令等	海外雇用に係る法律（法律第 3/99、1999 年 7 月 9 日）
特筆すべき事項	技能実習生の派遣先は愛知県、北海道、福岡県が比較的多い。

カンボジア		
技能実習生数	技能実習 1 号	4,401 人（2019 年、OTIT）
	技能実習 2 号	4,019 人（2019 年、OTIT）
	技能実習 3 号	365 人（2019 年、OTIT）
	総数	8,822 人（2019 年、OTIT）
主要セクター	農業、建設、繊維・衣服	
認定監理団体数	（うち一般監理事業 302、特定監理事業 146） （OTIT 認定監理団体検索より、2019 年 12 月 19 日現在）	
送出機関数	87	
管轄省庁名	労働職業訓練省労働総局	
海外人材派遣組合	カンボジア人材派遣業協会（Association of Cambodian Recruitment Agencies: ACRA）、カンボジア労働者派遣組合（Manpower Association of Cambodia: MAC） （カンボジアの送出機関は、上のどちらかへの加盟が義務付けられている。）	
二国間協力覚書の有無	有（2017 年 7 月 11 日締結）	
海外人材派遣法令等	民間人材派遣会社を通じたカンボジア人労働者の外国派遣の管理に関する政令（カンボジア王国政府 2011 年第 190 号）	
募集から送り出しまでの期間	約 6 カ月	
派遣費用	送り出し費用の相場は、3,500～6,000 ドル（手数料、日本語費用、健康診断、ビザ取得料など）。	
特筆すべき事項	カンボジア政府は、帰国したカンボジア人を有望な人材プールと捉えており、支援策として、帰国した労働者に対し技能アセスメントを行い、合格者には技能認定書を授与することを計画している。	

ラオス		
技能実習生数	技能実習 1 号	207 人
	技能実習 2 号	279 人
	技能実習 3 号	19 人
	総数	509 人
主要業種		農業、介護
認定監理団体数		5（うち一般監理事業 14、特定監理事業 4） （OTIT 認定監理団体検索より、2019 年 12 月 19 日現在）
送出機関数		17
管轄省庁名		労働・社会福祉省技能開発・雇用促進課（Department of Skills Development and Employment, Ministry of Labour and Social Welfare）
海外人材派遣組合		無
二国間協力覚書の有無		有（2017 年 12 月 9 日締結）
海外人材派遣法令等		未確認
募集から送り出しまでの期間		6 カ月～8 カ月程度
派遣費用		2,000～3,000 ドル程度（手数料、諸経費を含む）
特筆すべき事項		技能実習生数は法務省の国籍・地域別在留資格（在留目的）別在留外国人統計表（2019 年 12 月公表）を参照。ラオスの分野別技能実習生数は OTIT の実習計画認定数で公表されていない。